

平成19年度環境年次報告書

西東京市 環境白書



西東京市生活環境部環境保全課

はじめに

西東京市では、平成 14 年（2002 年）4 月に、市民からなる「まちづくり市民会議」の提言による条例案を踏まえ「西東京市環境基本条例」を制定しました。また、この条例を受けて、同条例第 7 条に基づき、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「西東京市環境基本計画」を平成 16 年（2004 年）3 月に策定しました。

さらに、この西東京市環境基本条例において市長は、毎年、市の環境の現状と環境の保全等に関する施策について「年次報告書」を作成し、公表することを定めています。この中では年次報告書に対する市民の意見を聴くために必要な措置を講じるものとされています。

本環境白書は、条例に基づく年次報告書として、西東京市の平成 19 年度（2007 年度）における環境の現状と実施された施策等をまとめました。

西東京市は平成 19 年 7 月に組織改正を行いました。本報告書では改正後の新しい組織名を使用しています。

市の木／花 イメージキャラクター



はなみずき つつじ ひまわり コスモス すいせん けやき

平成 19 年度 西東京市環境白書 目次

第 1 章 西東京市環境白書について

- 1 環境白書とは? 2
- 2 西東京市環境基本計画とは? 2
- 3 西東京市の目指す将来像 3
- 4 市民意見の重要性 5

第 2 章 西東京市環境目標の達成状況

- 1 どんな指標・目標があるか 8
 - (1) 基本方針 8
 - (2) 重点プロジェクト 9
- 2 それぞれの目標の達成状況について 10
 - ・基本方針 1 10
 - ・基本方針 2 15
 - ・基本方針 3 18
 - ・基本方針 4 29
 - ・重点プロジェクト 1 34
 - ・重点プロジェクト 2 35
 - ・重点プロジェクト 3 36
 - ・重点プロジェクト 4 37
 - ・重点プロジェクト 5 38

データ編 39

主な環境基準 55

用語解説 59

西東京市環境基本条例 65

第1章 西東京市環境白書について

1 環境白書とは？

西東京市環境白書は、西東京市の環境の状況と、環境の保全等に関する施策をまとめたものです。

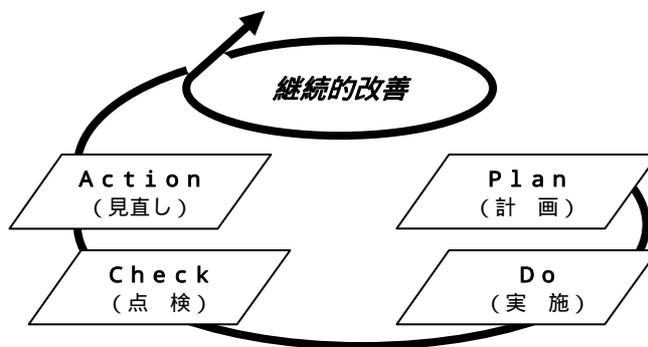
西東京市環境白書の役割には、以下の3つがあります。

- (1) 西東京の環境の現状や市が実施している環境に関する施策などを広く周知する。
- (2) 西東京市環境基本計画の進捗状況を点検・評価する。
- (3) 西東京市環境基本計画の中の重点プロジェクト推進のための方向付けを行う。

環境白書は、良好な環境を目指していくために、市の環境についての施策の取組み状況を示す報告書と位置づけています。

具体的には、西東京市環境基本計画での進行管理サイクル(PDCA)の中で、C=Check(点検・評価)の役割を果たすことになっています。

また、環境の現状や施策の実施状況について、市民や事業者との情報交換の手段となり、市民・事業者の声を環境施策に反映していくためのツール(道具)となることを想定しています。



2 西東京市環境基本計画とは？

西東京市環境基本計画は、「西東京市環境基本条例」に基づき平成16年3月に策定され、西東京市の目指す環境像を示すとともに、それを実現するための目標及び基本方針を示すものです。この中では、地球的規模及び地域における環境の諸課題を克服するための、地域の住民、事業者、民間団体、行政機関などの取組みの指針やそれぞれの主体の連携などを示しています。

4本の基本方針を柱として、5つの重点プロジェクトがあります。重点プロジェクトは概ね5年間で一定の成果をあげることを目指して優先的に取組む施策で、重点1は都市のみどりの保全、重点2は環境に優しい取り組みの普及、重点3はごみ減量、重点4は身近なみどりの活用、重点5は環境保全活動の推進をテーマにした取り組みを進めてきました。

3 西東京市の目指す将来像

西東京市の目指す望ましい環境都市の将来像を4つの基本方針にまとめました。これらの基本方針に沿って、環境指標を定め、環境施策の進捗状況をチェックしています。

基本方針1

良好な生活環境を確保して、健康で心豊かに過ごす

**ちょっとそこまで歩きたくなる、心やすらぐ西東京市
美しい街並みときれいな空気の、活気あふれる西東京市**

(1) 環境汚染の防止

大気汚染や水質汚濁などといった環境汚染に対しては、発生状況の監視を行い、防止に向けた取り組みを進め、環境の改善を進めます。

(2) 道路環境・交通マネジメント

市街地における自動車中心の道路交通のあり方を見直し、徒歩や自転車利用などの推進と、そのための安全性、利便性などの対策を推進していきます。

(3) 都市景観・都市環境の保全

より質の高い生活環境を確保するため、美しい街並みを形成するための取り組みを進めていきます。

基本方針2

都市のみどりをみんなで支え、自然と共存して生きる

**身近で豊かなみどりを、みんなで育む西東京市
味わい深い地元のみどりを、みんなで食べて恵みを知る西東京市
歴史や文化が育むいのちのみなもと、自然を大切にする西東京市**

(1) みどりの保全・育成

市内に存在する緑地をできるだけ将来に残すとともに、みどり豊かな市街地の形成に向けた取り組みを進めます。

(2) 水辺環境の保全

健全な水循環を確保するとともに、石神井川などの水辺が市民に親しまれるよう、水にふれることのできる水辺をつくりだしていきます。

(3) 自然とのふれあいの確保

緑地などは野生生物の生活の場でもあることを認識し、市民が自然とふれあいながら、自然の大切さを学べるような取り組みを進めます。

(4) 歴史的・文化的環境資源の確保

先人たちによって残され、現在に伝わる歴史的・文化的環境資源については、保存を進めるとともに、市民の文化財に関する高い意識を醸成していきます。

基本方針3

生活と産業のあり方を見直し、地域に適した循環型社会を実現する

**排熱と温室効果ガスを減らし、涼しい夏の西東京市
エネルギーを大切にし、環境にやさしいエネルギーを利用する西東京市
ごみになるものを買わない、売らない、作らない、使った資源は再利用する西東京市**

(1) 広域的な環境問題への対応

地球環境問題や広域的な環境問題に対しては、地域として果たすべき役割を認識した上で、各主体の参加の下、率先的な取り組みを進めていきます。

(2) ごみ減量・循環型社会へ

将来的にはごみの発生そのものの少ない地域社会を目指し、循環型社会を構築するために、再使用、再資源化を行うなどリサイクルを推進し、ごみ排出量の削減を進めます。これにより、最終処分場に搬入される量の大幅な削減を目指した取り組みを進めていきます。

(3) 農と消費の一体化

農産物の生産と輸送に伴う環境負荷を減らすために、生ごみや剪定枝は堆肥化により地域の農地で活用し、地元の農産物を市内で消費するといった、農と消費を一体化する取り組みを進めていきます。

基本方針4

みんなの知恵と努力と参加によって良好な環境を確保して、これを将来の世代に引き継ぐ

**環境の大切さを、子どもから大人まで学びあう西東京市
様々な人々が、環境をよくするために活動している西東京市**

(1) 環境情報の交流

西東京市の環境の状況を、広く市民に役に立つ情報となるよう、わかりやすく提供していきます。また、環境情報に関しての各主体間のコミュニケーションを進めていきます。

(2) 環境学習の推進

子どもから大人まで市民みんなが環境学習を行い、環境意識を高く持つことが重要です。そのため、環境学習を全市的に推進していきます。

(3) 環境保全活動への支援

市民による環境保全活動を、様々な側面から支援し、推進していきます。

(4) パートナーシップの推進

環境保全に当たって、市、事業者、市民といった各主体のパートナーシップの構築を進めていきます。また、西東京市だけでなく、広域的な視点から近隣自治体や東京都などとの連携による取り組みを進めていきます。

4 市民意見の重要性

市の環境に対する現状や施策などについて、市民のみなさんからのご意見が重要となってきます。みなさんのご意見は、環境白書と合わせて環境審議会に報告されます。その結果、環境審議会に必要な提言が市長になされた場合は、市長は趣旨を尊重して必要な取組みをするよう努めなければなりません。

このことから、みなさんのご意見が西東京市の環境を良好にしていく「きっかけ」になりますので、さまざまなお意見をいただけますよう、ご協力をお願いいたします。

【ご意見のご提出は市役所環境保全課まで】

- 郵送・窓口の場合は 〒202-0011
西東京市泉町 3-12-35 エコプラザ西東京内 環境保全課まで
- ファックスの場合は 042-421-5410 まで
- 電子メールの場合は kankyou@city.nishitokyo.lg.jp (環境保全課直通アドレス) まで

ご意見の募集などについては、上記の提出先で随時、お受けしています。なお、ご意見の提出の際は、匿名のものは受けられませんのでご了承ください。

第2章 西東京市環境目標の達成状況

1 どんな指標・目標があるか

(1) 基本方針

西東京市環境基本計画では、西東京市が目指す環境の姿を、4つの基本方針でまとめています。この基本方針に沿った環境施策が展開されているかどうかは、「環境指標」の達成状況で毎年チェックします。

西東京市が目指す環境の姿

基本方針 1

良好な生活環境を確保して、健康で心豊かに過ごそう

- (1) 環境汚染の防止
- (2) 道路環境・交通マネジメント
- (3) 都市景観・都市環境の保全

【環境指標】

大気・河川水質・大気中ダイオキシン類濃度の環境基準

基本方針 2

都市のみどりをみんなで支え、自然と共存して生きる

- (1) みどりの保全・育成
- (2) 水辺環境の保全
- (3) 自然とのふれあいの確保
- (4) 歴史的・文化的環境資源の確保

【環境指標】

緑被率 農地面積 樹林地面積

基本方針 3

生活と産業のあり方を見直し、地域に適した循環型社会を実現する

- (1) 広域的な環境問題への対応
- (2) ごみ減量・循環型社会へ
- (3) 農と消費の一体化

【環境指標】

1人1日あたりのごみ排出量（市収集分）
リサイクル率
最終処分場搬入量
市内でのエネルギー使用量（電気・都市ガス・上水道）
自然エネルギー利用（公共施設）
市役所からの二酸化炭素排出量

基本方針 4

みんなの知恵と努力と参加によって良好な環境を確保して、これを将来の世代に引き継ぐ

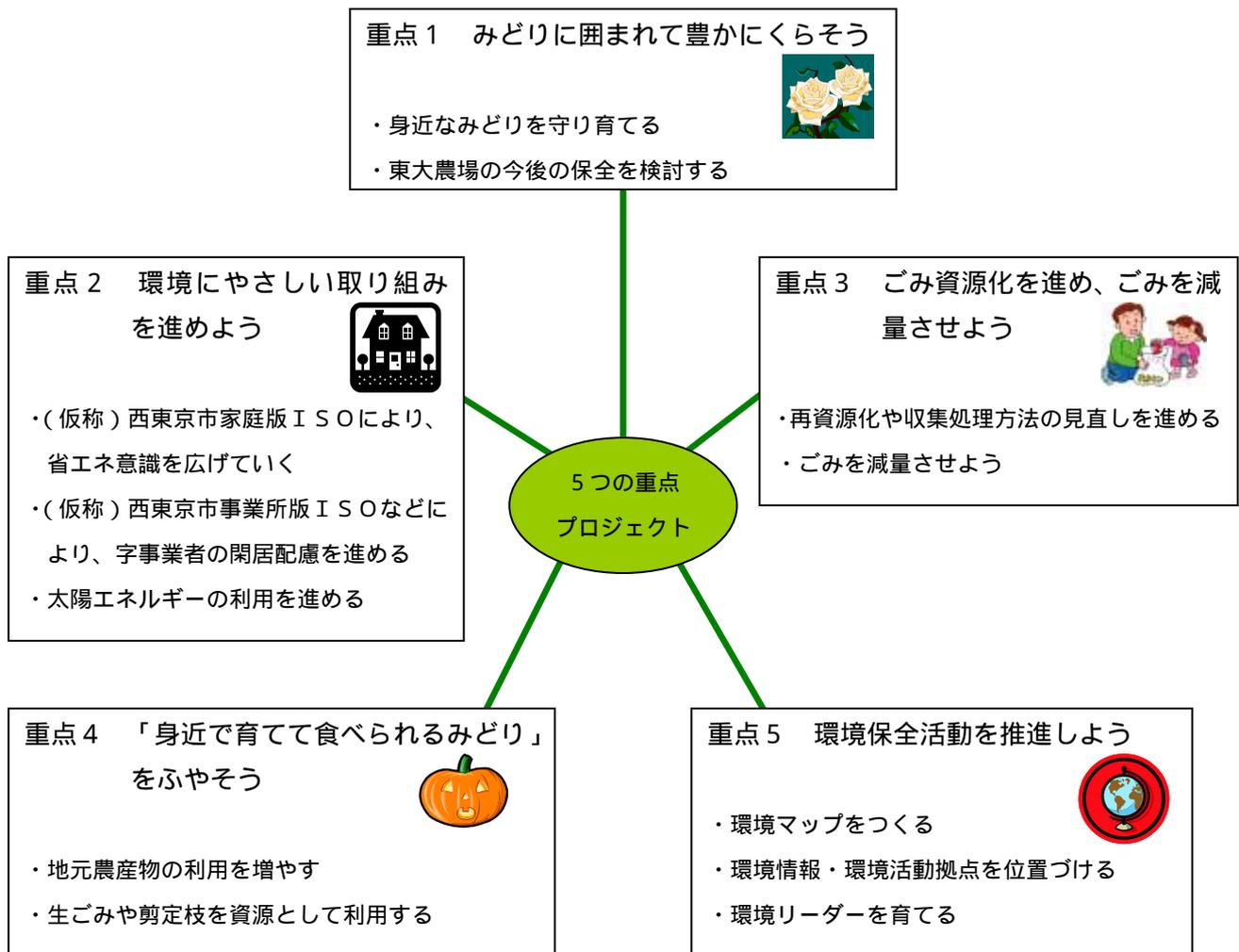
- (1) 環境情報の交流
- (2) 環境学習の推進
- (3) 環境保全活動への支援
- (4) パートナーシップの推進

【環境指標】

西東京市環境リーダー数
観察会等開催数

(2) 重点プロジェクト

重点プロジェクトは、先に述べた基本方針を、具体的に行うためのプロジェクトです。概ね5年以内に成果をあげることが期待されており、5つのテーマがあります。それぞれのテーマには、個別の取り組み内容があり、その取り組み状況・達成状況をチェックします。



2 それぞれの目標の達成状況について

基本方針 1 良好な生活環境を確保し、健康で心豊かに過ごす

【環境指標】 大気環境基準 河川水質環境基準 大気中ダイオキシン類濃度環境基準

総合評価：環境指標は、光化学オキシダントをのぞき、目標を達成しています。大気や河川など、広域的な環境問題は、他自治体や国等との連携が欠かせません。よりよい環境を維持・確保するために、今後も広域的な連携を保ちながら、環境指標の調査・監視を継続していきます。

環境指標 - 1 大気環境基準	平成 19 年度実績	目標値
二酸化窒素（主要交差点 4 地点での調査）	100%（4 / 4）	100%
浮遊粒子状物質（主要交差点 4 地点での調査）	100%（4 / 4）	100%
光化学オキシダント	0%（0 / 1）	100%

実績・目標は（達成地点数 / 測定地点数）で評価しています。

二酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度は、測定値全てで環境基準を下回り、目標の 100% 達成を遂げています。2001 年（平成 13 年）からの測定結果の経年変化をみると、濃度は減少傾向にあることがわかります（参照：p40 データ編）。これは、都内におけるディーゼル車規制が 2003 年（平成 15 年）10 月から始まり、その効果が現れてきた結果といえます。

一方で、光化学オキシダントについては、平成 19 年度も 26 回の注意報発令（0.12 ppm 以上）がありました。光化学オキシダントは、窒素酸化物や VOC（揮発性有機化合物）が太陽の紫外線により化学反応をおこして発生する汚染物質です。窒素酸化物が減少傾向にある中、光化学オキシダントの発生を抑制できないひとつの原因には、VOC の排出抑制がなかなか進んでいないことがあると考えられます。

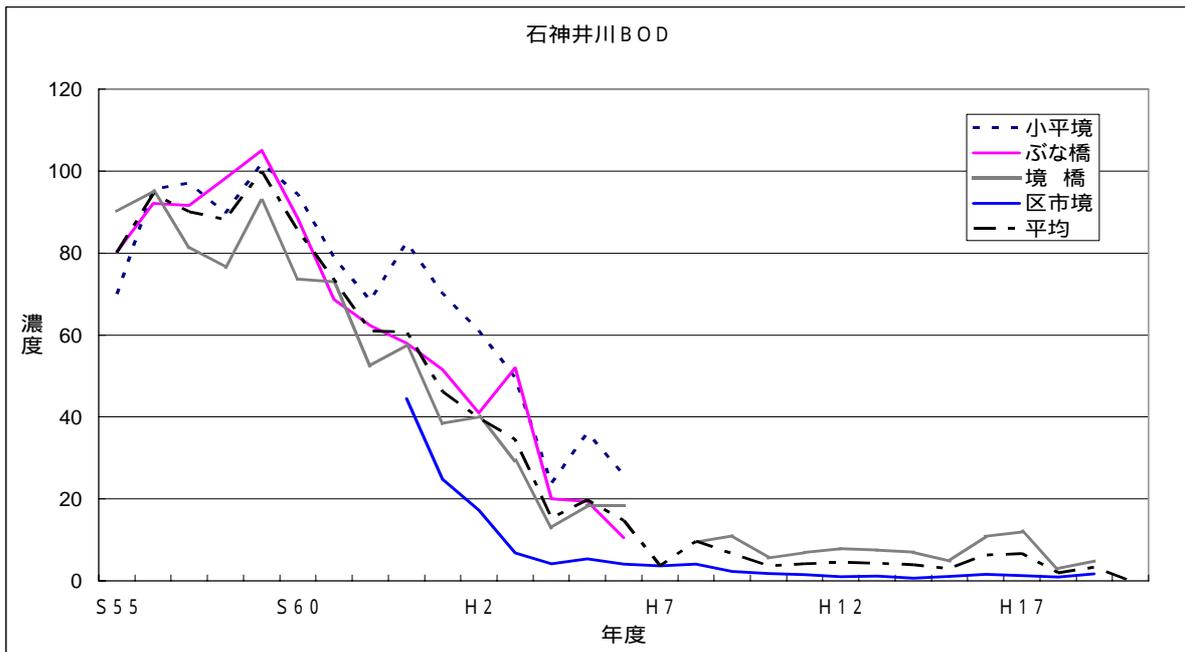
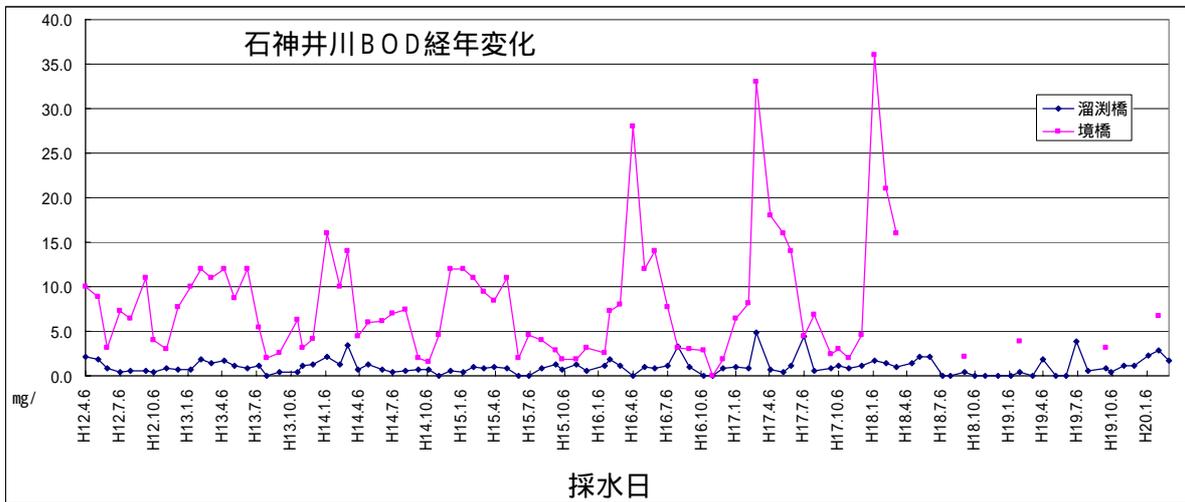
調査日 平成 19 年 11 月 27 日～12 月 5 日（1 時間値の 1 日平均値）

二酸化窒素（ppm） 基準値 = 0.10 以下	保谷本町交差点	向台公園前交差点	橋場交差点	北原交差点
	0.031	0.033	0.026	0.046
浮遊粒子状物質（mg / m ³ ） 基準値 = 0.06 以下	保谷本町交差点	向台公園前交差点	橋場交差点	北原交差点
	0.028	0.023	0.010	0.017
光化学スモッグ注意報等 発令状況	注意報（0.12ppm 以上）発令日数 目標 = 0 日		学校情報（0.10ppm 以上）発令日 数目標 = 0 日	
	13 日		26 日	

環境指標 - 2 河川の環境基準	平成 19 年度実績		目標値
石神井川 境橋 BOD濃度年平均値	4.9	100% (2/2)	年平均値 5.0mg / 以下 2 地点 (100%)
石神井川 溜淵橋 BOD濃度年平均値	1.7		

実績・目標は（達成地点数 / 測定地点数）で評価しています。

石神井川は、昭和 50 年代以前は、それまでの急激な都市化に伴う家庭雑排水により悪臭の漂う河川となっていました。その後、公共下水道施設の完備により流量が少なくはなりましたが、一時は良好な水質が望める時期もありました。しかし、現在ではさらに流量が減少したために全体としてやや汚濁気味になっています。溜淵橋付近では湧水を伴い水質も良好となっていますが、上流で河川工事が開始されたため、汚泥の巻き上げによると思われる多少の水質悪化が認められました。



環境指標 - 3 大気中ダイオキシン類濃度	平成 19 年度実績	目標値
大気中ダイオキシン類濃度年平均 (市内 5 地点で夏・冬 2 回測定)	100% (5 / 5)	100% 測定地点全てで環境基準達成

実績・目標は(達成地点数/測定地点数)で評価しています。

測定場所	大気中ダイオキシン類調査 単位:(毒性等量)ピコグラム-TEQ / m ³	
	平成 19 年 8 月 16 日 ~ 23 日	平成 20 年 2 月 1 日 ~ 8 日
	環境基準 = 0.6	環境基準 = 0.6
青嵐中学校	0.029	0.24
東伏見小学校	0.033	0.088
保谷庁舎	0.041	0.12
谷戸小学校	0.025	0.082
田無第一小学校	0.033	0.067

大気中のダイオキシン類濃度は、測定全地点で環境基準を下回り、目標を達成しています。西東京市環境基本計画が策定された平成 14 年度には、5 地点の平均で約 0.10 ピコグラム-TEQ / m³ でしたが、平成 15 年以降は、0.05 ピコグラム-TEQ / m³前後で推移しています。

基本方針 1 その他に実施している取り組み

《環境汚染の防止》

環境汚染の防止対策を実施し、健康的な生活環境の確保を推進しています。

・ 土壌汚染対策

西東京市は、『都民の健康と安全を確保する環境に関する条例』に基づき、平成 13 年 10 月より有害物質を使用した工場等が事業を廃止したときには、土壌汚染調査を行い、汚染が判明した場合は浄化対策等を行なった上で完了届を提出するように指導しています。

・ 空き地の適正管理

手入れがされていない空き地では、雑草や樹木の枝が伸び放題になっていたり、また伸びた雑草等が枯れたまま放置されていたりすることがあります。このような状態が続くと、不快な害虫が発生したり、空き缶やゴミなどが投げ込まれたりして不衛生な状態となり、さらに枯れた雑草や樹木は火災の原因になり危険です。西東京市では、良好な環境を維持するため、このような土地の所有者に対して、適切に土地を管理するようお願いをしています。

《道路環境・交通マネジメント》

環境負荷の小さな交通体系の実現に向け、公共交通機関や自転車利用など環境にやさしい交通政策を推進しています。

・ コミュニティバス（はなバス）の運行

交通不便地域における公共交通機関の利用を促進するため、はなバスを 5 路線運行しています。環境に配慮した天然ガス車両を 1 台導入しています。

・ 自転車駐輪場の整備

通勤・通学等の自転車利用者のために、駅周辺の自転車駐輪場を整備しています。同時に、放置自転車対策のため、「西東京市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、市内の各駅周辺を「自転車等放置禁止区域」に指定し、自転車等の撤去活動を実施しています。今後も駅周辺における歩行者の安全性や景観等の向上を図るため、自転車等放置禁止区域の取締り強化及び自転車利用のルールを啓発推進していきます。さらに、歩行者と自転車との接触事故等を防止するために、交通ルール・マナーの遵守について周知しています。

《都市景観・都市環境の保全》

美しい街並みを形成するための取り組みを進めています。

・まち美化の推進

ごみゼロ運動や、喫煙マナーアップキャンペーンを実施しています。平成19年度は平成20年3月から、田無駅周辺を「路上喫煙防止地区」に指定し、安全で美しいまちづくりを推進しています。これらのまち美化推進事業は、市民会議の意見を反映しながら行っており、市民主体の運動として展開しています。

・動物との関わりかたのマナー啓発

犬のしつけ方教室を年2回開催し、犬の飼い主の方やこれから犬を飼うことを検討している方に、人と犬が安全で快適に暮らしをするために必要な犬のしつけ方やマナーを学んでもらっています。また、毎月第3水曜日には「動物なんでも相談」を実施して、犬、猫その他の愛護を目的として飼養する動物に関する西東京市民が抱える問題に対し、適切な指導、助言、対処方法の提示を行い、問題発生の未然防止を図り、人と動物の調和のとれたまちづくりをめざしています。

基本方針2 都市のみどりをみんなで支え、自然と共存して生きる

【環境指標】 緑被率 農地面積 樹林地面積

総合評価：都市化とともに市内のみどりは減少傾向にあります。だからこそ、市民一人一人がみどりの効用を実感し、保全や育成に携わるしくみづくりが重要となっています。重点プロジェクト1に詳細を記載しています(p34)が、市民活動が中心となって、市内のみどりが保たれています。

環境指標 - 1 緑被率	平成 19 年度実績	目標値
	29.1% (平成 16 年調査)	おおむね 30%維持

緑は人に潤いと安らぎをもたらし、憩いの場となるだけではなく、火災の延焼防止や都市水害の軽減、避難場所の提供などの防災面での効果も担っています。また、ヒートアイランド現象の緩和などの都市環境の改善と生物の生存基盤としても緑は重要になります。

西東京市では、平成 16 年(2004 年)7 月に「西東京市みどりの基本計画」を策定しており、この計画の中では、10 年から 20 年後の数値目標として、緑被率を現在のおおむね 30%を維持していくとしています。平成 16 年に行った緑被率の調査から 3 年が経過し、現状の数値を把握していくことが急務となっています。

環境指標 - 2 農地面積	平成 19 年度実績	目標値
	166ha (平成 19 年 1 月)	160ha

都市農業は、新鮮な農産物を市民に供給するとともに、緑や防災としての生活環境、生態系などの自然環境の保持など様々な役割を担っています。

平成 11 年(1999 年)に国が制定した「食料・農業・農村基本法」では、食料安定供給とともに農業の多面的機能の発揮に向けた農業・農村の持続的な発展をうたっています。また、都市農業の重要性や各主体の役割なども定めています。この基本法に基づき、西東京市農業の振興を図るため、市では平成 16 年(2004 年)3 月に「西東京市農業振興計画」を策定しました。

平成 19 年(2007 年)は、前年と比較して 4 ha ほど農地が宅地などに転用され、166ha となっています。「西東京市農業振興計画」では、平成 25 年度(2013 年度)の農地面積として約 160ha を設定しています。農地の減少が加速しないよう、効果的な対策を検討する必要があります。

環境指標 - 3 樹林地面積	平成 19 年度実績	目標値
	192.8ha (平成 16 年調査)	今後目標値を設定 (平成 14 年 190ha 平成 11 年度値)

市内各所に数多く残されている樹木・樹林ですが、維持管理の困難や相続の発生により減少しつつあります。そのため市では保存樹木・樹林の指定を行い、保全を支援してきましたが、さらなる施策の充実も検討していかなければなりません。

また、個人や事業所が所有する樹林地などは、地域全体の協力で保全していく必要があります。樹林地・屋敷林の見学会などのイベントを通じて、保全の機運を高めていくとともに、所有者への協力もお願いする必要があります。

基本方針 2 その他に実施している取り組み

《みどりの保全・育成》

重点プロジェクト 1 で取り組んでいます。 p34

《水辺環境の保全》

水資源を有効に活用し、地域の健全な水循環を確保しています。

・雨水浸透施設の設置

雨水浸透施設を設置することにより、屋根に降った雨を地下に浸透させやすくします。それにより、地下水のかん養や雨水を河川や下水道への直接流出を抑制し、大雨による浸水・洪水被害を緩和します。市では、この雨水浸透施設を設置する際に、設置費用の一部を助成して、水害のないまちづくりを進めています。

《自然とのふれあいの確保》

市民が自然とふれあいながら自然の大切さを学べるような取り組みを進めます。

・公園の整備

公園等管理協力会員を中心に、市内の公園等を管理し、自然に親しめる環境を整備しています。

・観察会等の実施

自然観察会や講座を開催し、身近な自然を見直したり、環境について考えたりする機会を提供しています。

(自然観察会等詳細は基本方針 4 p30)

《歴史的・文化的環境資源の確保》

先人の歴史や知恵を保存し、現代に伝えています。

・文化財の公開と遺跡の保全

郷土資料室を通じて市内の文化財を市民に公開し、歴史や文化に関する理解を進めています。また、縄文時代の貴重な遺跡である下野谷遺跡を、遺跡公園として活用しています。

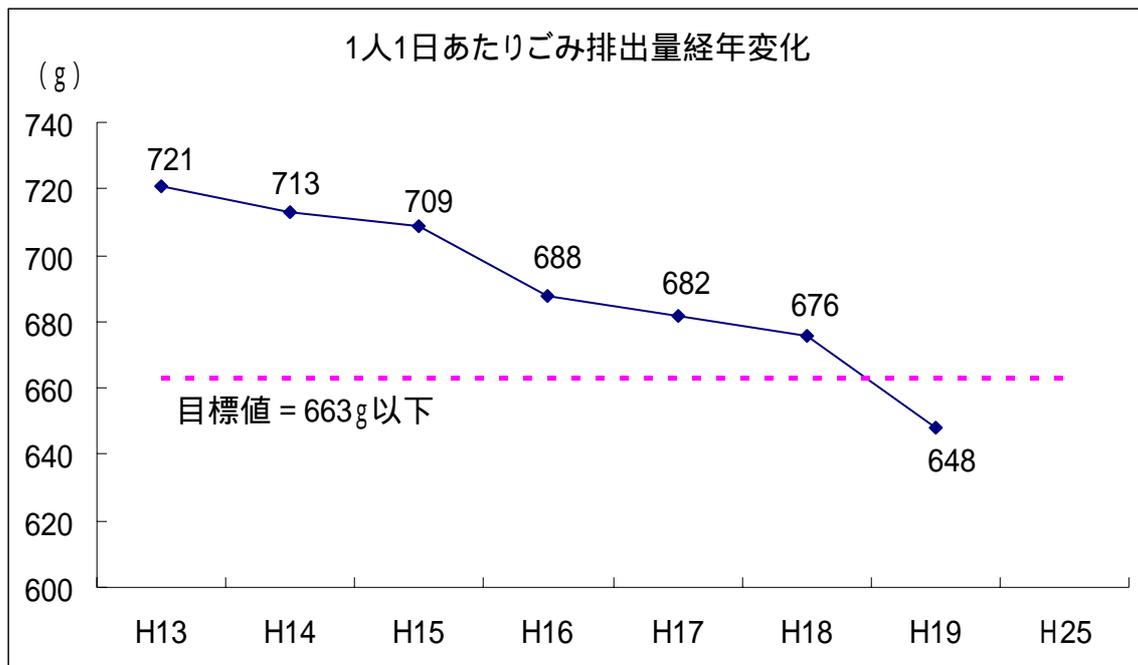
基本方針3 生活と産業のあり方を見直し、地域に適した循環型社会を実現する

【環境指標】 1人1日あたりのごみ排出量（市収集分） リサイクル率 最終処分場搬入量
 市内でのエネルギー使用量（電気・都市ガス・上水道）
 公共施設での自然エネルギー利用状況 市の事務事業による二酸化炭素排出量

総合評価：循環型社会に向けて、平成19年度より家庭ごみの収集方法が変わりました。これにより、ごみの減量化・資源化が促進されました。エネルギー使用量については、人口の増加に伴って増加傾向にあり、公共施設での自然エネルギー利用もあまり進んでいません。

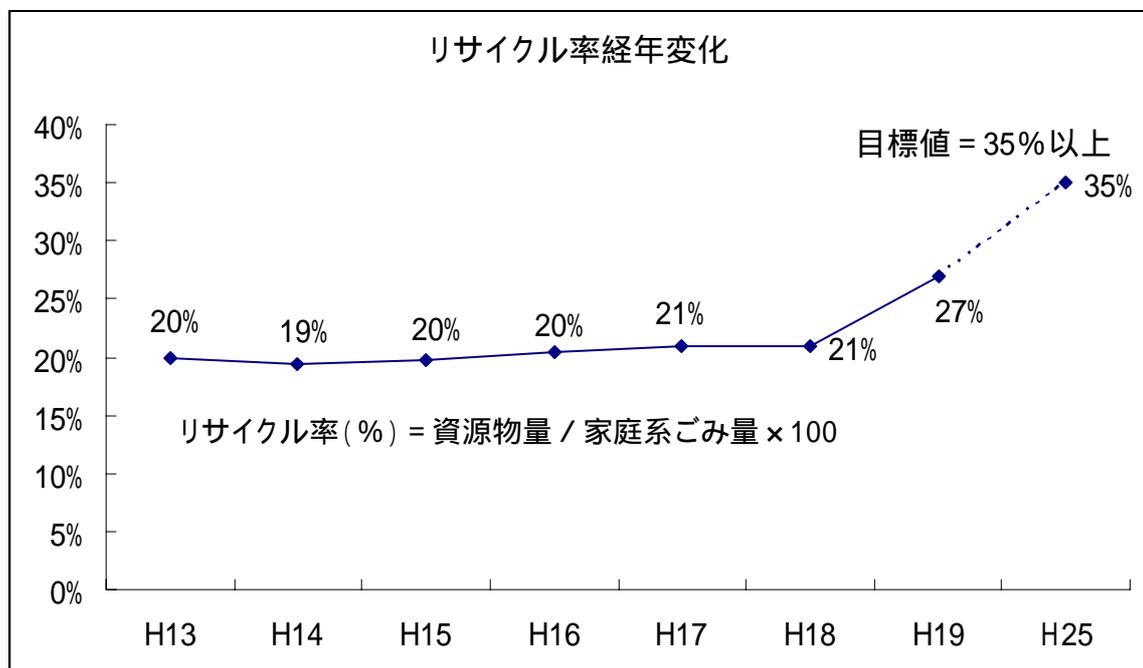
環境指標 - 1人1日あたりのごみ排出量	平成19年度実績	目標値
	648 g	663 g 以下

平成19年度（2007年度）の1人1日あたりのごみ排出量（収集量と持込量の合計）は、648gで、前年度と比べて28g減っており、平成25年度（2013年度）までの目標663g以下を達成しました。これは、家庭ごみの収集方法を平成19年9月から段階的に変更していき、戸別収集、プラスチック容器包装類の分別収集、金属類と廃食用油の集積所回収の開始、さらには家庭ごみ袋の有料化によって、市民のごみ減量意識が高まったことによるといえます。平成20年度は西東京市環境基本計画の中間見直しを行い、目標値をさらに高めていく必要があります。



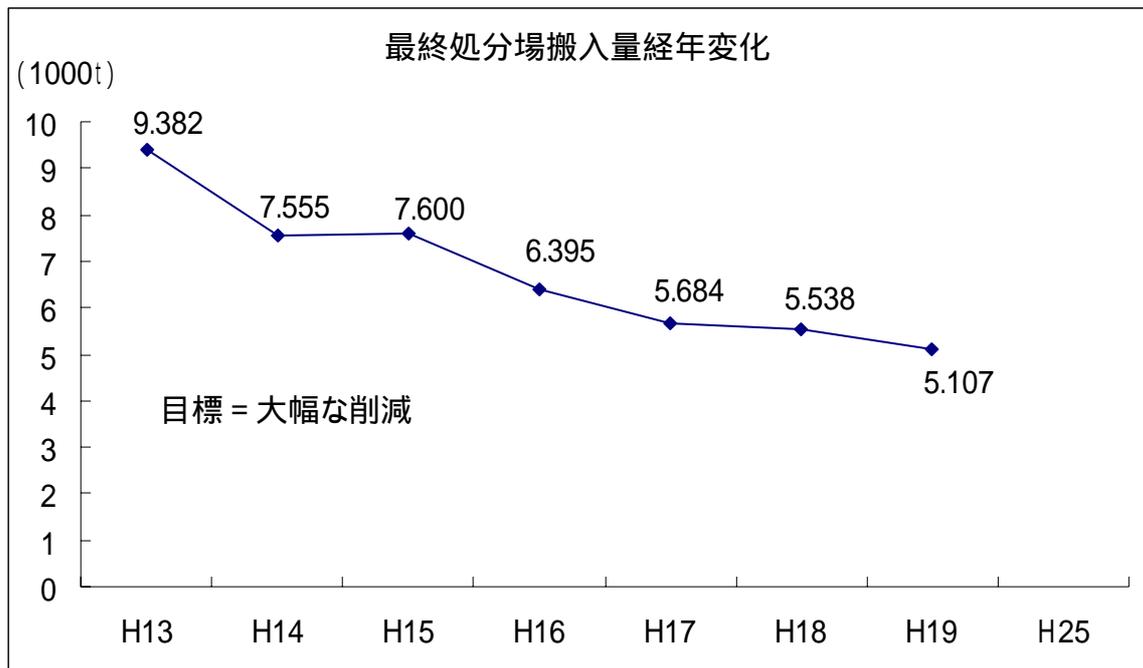
環境指標 - リサイクル率	平成 19 年度実績	目標値
	27.0%	35%以上

リサイクル率は（家庭で出された資源物量 / 全ての家庭ごみ量）で求めます。平成 19 年 10 月からプラスチック容器包装類の分別収集を開始しました。さらに、金属類と廃食用油の集積所回収を開始しました。これらの事業により、前年度と比べて、6.1%もリサイクル率が向上しました。ただ、目標の 35% 以上までは、まだ 8% ほど開きがあるため、これからさらに、分別の徹底をして資源化を進めていかなければいけません。



環境指標 - 最終処分場搬入量	平成 19 年度実績	目標値
	5,107 t	大幅な削減 (平成 14 年度 7,555 t)

最終処分量は、前年度に比べて 431 t 減少しました。5 年前の平成 14 年度と比べると約 32% 減少していますが、日の出町の二ツ塚廃棄物広域処分場(最終処分場)を長持ちさせるためには、今後もさらにごみの減量を進めていかなければなりません。



環境指標 - 市内でのエネルギー使用量	平成 19 年度実績	目標値
電気		641 G W h
都市ガス	4,599 万 m ³	4,296 万 m ³
上水道	19,789,406 m ³	1714 万 m ³
		各項目 平成 14 年度より 10%削減

電力使用量の目標値は 641 G W h (平成 13 年度値の 10%削減)となっています。平成 17 年度 (2005 年度)以降のデータは非公表となったため把握できませんが、人口の増加とともに電力消費量も増加傾向にあると考えられます。

都市ガスの平成 19 年度 (2007 年度) 使用量は、4,599 万 m³で、目標値である 4,296 万 m³ (平成 14 年度値の 10%削減) より増加した数値となっています。

上水道使用量の目標値は、1,714 万 m³ (平成 14 年度値の 10%削減) ですが、平成 19 年度 (2007 年度) は 1,979 万 m³と増加傾向にあります。

各エネルギー使用量は、その年の気候や人口数など様々な要因に左右され、目標達成は容易ではありませんが、使用量削減に向けて、省エネ機器等の利用を促進するシステムづくりが必要です。

環境指標 - 公共施設での自然エネルギー利用状況	平成 19 年度実績	目標値
	10 箇所	今後目標値を設定

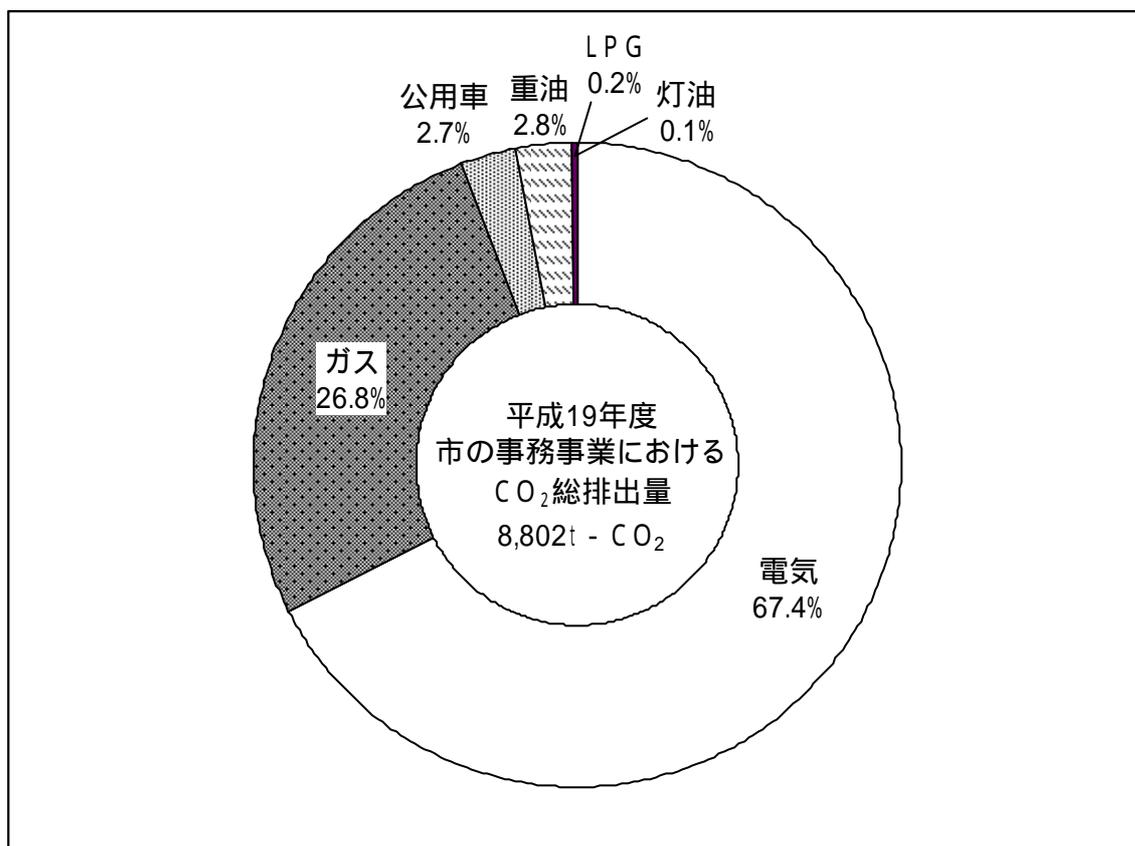
平成 19 年度末現在、10 箇所の公共施設で太陽熱・太陽光エネルギーを利用したシステムを取り入れています。今後も下保谷児童館・福祉会館、ひばりが丘団地児童館・保育園など建て替えや新規施設の設置時には、できるだけ自然エネルギーシステムを取り入れるようにするほか、雨水・中水利用や雨水貯留・浸透施設の設置を進めるよう、計画中です。

環境指標 - 市の事務事業による二酸化炭素排出量	平成 19 年度実績	目標値
	8,802 t	今後目標値を設定

西東京市では「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年 10 月 9 日法律第 117 号）に基づき、平成 16 年度に「西東京市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。この計画は、市が管理する施設や公用車で使用するエネルギー量を二酸化炭素排出量に換算して把握し、その削減に向けた目標値（総排出量を平成 22 年度までに平成 14 年度対比で 8.92%削減）を示し、実行することを定めています。

平成 19 年度（2007 年度）の温室効果ガス排出量は 8,802 t -CO₂ と前年度に比べ約 300 t -CO₂ 増加しました。排出の内訳をみると、電気使用によるものが 7 割近くを占めています。

「西東京市地球温暖化対策実行計画」は、平成 17 年度から平成 22 年度までの 6 年間を計画期間とし、平成 19 年度までの 3 年間を計画前期、平成 20 年度から 22 年度までを計画後期としています。平成 19 年度に行った中間見直しで、前期計画の達成状況の課題や社会情勢の変化を考慮し、平成 20 年度からの後期計画では、対象施設を基準年度から計画期間の間、移管または廃止が予定していない基準施設と、新規開設した施設等の特定施設、除外施設に分類して二酸化炭素排出量を算出し、平成 22 年度の排出量目標は基準施設と公用車について設定することにしました。



基準施設一覧

所管		施設名	備考（建替え等の予定）
総務部	管財課	田無庁舎	
		イングビル	
		保谷庁舎・防災センター	
		保谷東分庁舎	
		公用車駐車場街路灯	
危機管理室		消防団詰所	平成 20 年度に第 8 分団詰所を建替え予定
市民部	市民課	柳橋出張所（柳橋第二市民集会所含む）	
	健康年金課	田無総合福祉センター	
		中町分庁舎	
福祉部	高齢者支援課	谷戸高齢者在宅サービスセンター	
		老人憩いの家	
		高齢者センターきらら	
		下保谷福祉会館（下保谷児童館、下保谷学童クラブ、下保谷図書館含む）	平成 21・22 年度建替えの予定
		新町福祉会館（新町児童館、新町学童クラブ、中央図書館新町分室含む）	
		富士町福祉会館	
		ひばりが丘福祉会館	
	障害福祉課	保谷障害者福祉センター	
		東伏見 3 号分庁舎	
子育て支援部	保育課	公立保育園（直営分 14 園）	平成 20 年度西原保育園、平成 21・22 年度すみよし保育園を建替えの予定。 平成 22 年度ほうやちよう保育園を改修予定
	児童青少年課	児童館	平成 21・22 年度ひばりが丘児童館、下保谷児童館を建替え予定 平成 20 年度西原北児童館を改修予定
		学童クラブ	平成 21・22 年度ひばりが丘学童クラブ、下保谷学童クラブを建替え予定 平成 20 年度本町学童クラブを改修予定

所管		施設名	備考（建替え等の予定）
子育て支援部	子ども家庭支援センター	母子保健センター	平成 21・22 年度に（仮称）障害者福祉センターとして建替え予定
		住吉会館	子ども総合支援センター、住吉老人福祉センター、男女平等推進センターとして平成 20 年度開設予定
生活環境部	生活文化課	市民会館	
		コール田無	
		消費者センター（住吉町第二市民集会所含む）	
		各市民集会所	
	各地区会館		
ごみ減量推進課	西原洗車場		
都市整備部	道路管理課	東伏見保管所	
		アスタ市営駐車場	
	下水道課	下水道ポンプ場・ポンプ施設	平成 19 年度に施設更新計画を策定。
	再開発課	保谷駅南口地区再開発事務所	
教育部	学校運営課	小学校（19 校）	平成 20・21 年度に柳沢小学校を大規模改造予定。平成 20 年度に上向台小学校を増築予定。
		中学校（9 校）	平成 22 年度より田無第三中学校を大規模改造予定。
	公民館	保谷公民館（柳沢図書館含む）	
		芝久保公民館（芝久保図書館含む）	
		谷戸公民館（谷戸図書館含む）	
		ひばりが丘公民館	
	図書館	中央図書館（田無公民館含む）	
		ひばりが丘図書館	
菅平少年自然の家			
選挙管理委員会		各投票所	

基準施設・公用車の温室効果ガス削減目標

種別		数値目標	基準年度	22年度目標	18年度 (参考)
施設	電気起源 CO ₂	目標未達成のため、当初目標の8.8%削減	4,715,873	4,300,876	4,807,548
	灯油起源 CO ₂	目標達成(64.6%減)のため、18年度を上回らない	21,928	7,771	7,771
	A重油起源 CO ₂	目標達成(16.9%減)のため、18年度を上回らない	290,667	241,416	241,416
	LPG起源 CO ₂	目標達成(36.0%減)のため、18年度を上回らない	23,057	14,758	14,758
	都市ガス起源 CO ₂	目標未達成のため、当初目標の8.8%削減	2,161,410	1,971,206	2,057,568
	合計	9.4%削減	7,212,935	6,536,027	7,129,061
公用車	ガソリン起源 CO ₂ ・CH ₄ ・N ₂ O	目標達成(37.3%減)のため、18年度を上回らない	158,348	99,287	99,287
	軽油起源 CO ₂ ・CH ₄ ・N ₂ O	目標達成(75.2%減)のため、18年度を上回らない	289,600	71,924	71,924
	天然ガス起源 CO ₂	目標達成(446.4%増)のため、18年度を上回らない	16,860	92,117	92,117
	冷媒起源 HFC	目標未達成のため、当初目標の69台増加	1,950	3,296	2,418
	合計	42.9%削減	466,758	266,624	265,746
総排出量		11.4%削減	7,679,693	6,802,651	7,394,807

基本方針3 その他に実施している取り組み

《広域的な環境問題への対応》

地球環境問題や広域的な環境問題に対しては、地域としてできることに取り組んでいます。

・ヒートアイランド対策

ヒートアイランドとは、夏になると郊外に比べ都心部ほど気温が高くなる都市特有の現象です。その原因は、都市活動によるエネルギー消費の増大（建物などからの排熱の増加や、自動車交通量の増加による排熱の増加）と地表面被覆の人工化（水面や緑が失われ、コンクリートやアスファルトで地表が覆われること）が考えられています。都市化が進む西東京市でもその影響がみられ、ヒートアイランド対策としては、エアコン等排熱の要因となるエネルギー消費量を抑制すること、屋上・壁面などの緑化、保水性舗装など地表面や建物表面が蓄熱しない材料を使用することなどがあります。西東京市では、環境教育の一環とヒートアイランド対策としてみどりのカーテンを市内5つの小学校（田無小学校・碧山小学校・けやき小学校・保谷第一小学校・東伏見小学校）で実施しました。みどりのカーテンは、葉の呼吸や蒸散の働きにより、周囲の気温を下げる効果があります。

各学校の状況写真1

田無小（7/22）



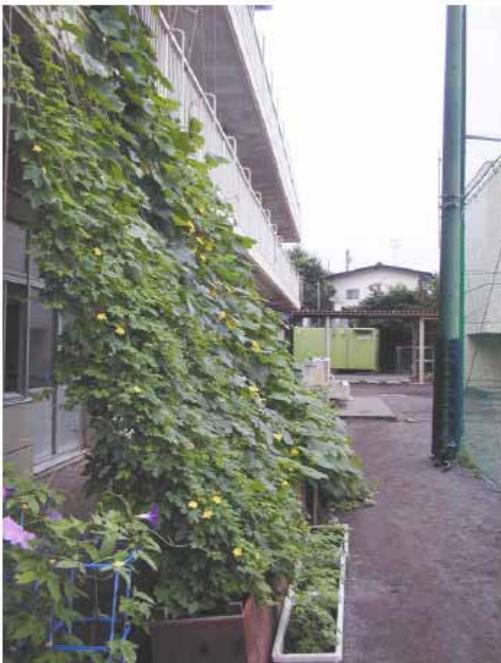
各学校の状況写真 2



碧山小 (7/22)



けやき小 (7/23)



保谷第一小 (7/18)



東伏見小 (7/18)

《ごみ減量・循環型社会へ》

3Rを推進して、循環型社会の構築を目指しています。

・リサイクル家具の販売支援

西東京市内のご家庭で、引越しなどにより不用となった利用可能な家具を、シルバー人材センターが回収し、調整・修理して有料にてお譲りして、物を長く大切に使えるようにしています。

・生ごみ減量化処理機器等の購入助成金制度

生ごみ減量化処理機器を購入・設置した市民に対し、その費用の一部を助成することにより、家庭等から排出される生ごみ等の減量化を図っています。

・焼却灰のエコセメント化

焼却灰を埋め立てるのではなく、エコセメントの原料として利用することで、最終処分場の埋立量を減らし、延命化を図っています。

《農と消費の一体化》

新鮮で、輸送、生産エネルギーが少ない旬の地場野菜をできるだけ使用するように、地産地消を進めています。

重点プロジェクト4で取り組んでいます。 p37

基本方針4 みんなの知恵と努力と参加によって良好な環境を確保して、これを将来の世代に引き継ぐ

【環境指標】西東京市環境リーダー数 観察会等開催数

総合評価：市民の働きかけによる環境学習が増加傾向にあり、関心・意欲も高まってきています。これからは、市民が中心となって行う環境活動をサポートしていく体制を整え、市内における環境活動が活性化するようにしていかなければなりません。そのために、20年度にオープンするエコプラザ西東京を環境学習の拠点として位置付け、様々な環境教育プログラムや情報を発信していきます。

環境指標 - 西東京市環境リーダー数	平成 19 年度実績	目標値
	累計 56 人	100 人

西東京市では、平成 18 年に N P O 企画提案事業として「環境サポーター養成講座」、平成 19 年に環境保全課の主催で「エコリーダー養成講座」を開催しました。それぞれの講座の修了生は、46 人と 22 人で、これらの講座を修了した環境リーダーは平成 19 年時点で計 56 人です（平成 18 年と平成 19 年の両講座修了生は 12 人）。平成 25 年度目標の半分以上達成しています。

今後は、エコプラザ西東京が環境学習の拠点として、リーダー養成講座等を開催し、市内で活躍できる人材の育成を行っていきます。毎年開催する講座の修了生を 20 人とすると、このペースで行けば、平成 25 年度までの目標 100 人を達成することができそうです。

環境指標 - 観察会等開催数	平成 19 年度実績	目標値
	14 回	10 回以上

近年、市の主催だけでなく、市民が主体となって開催する観察会や環境講座が多く開催されています。平成 19 年度の開催実績は以下のとおりです。

主催	事業名 (実施日または実施期間)	内容・テーマ	参加人数 連続講座では名簿記載 受講者数、単発・シリー ズものでは参加者数合計
環境保全課	・エコクッキング (6月26日・10月31日/全2回)	ふだんの食事づくりから 考える地球温暖化問題	37人(第1回20人・ 第2回17人)
	・エコリーダー養成講座 (11月30日~2月6日/全8回)	リーダーの心構え・環境に おける協働について他全 8テーマ	22人
ごみ減量推 進課	・出前講座	ごみの減量とリサイクル 「混ぜればごみ分ければ 資源」	137人(6回)
みどり公園 課	・みどりの散策路めぐり (5月26日・7月28日・9月26日・ 10月24日/計4回)	第1回まちの里山コー ス・第2回遺跡と水のコー ス・第3回ひばりが丘コー ス・第4回東大農場・演習 林コース	165人(第1回36人・ 第2回23人・第3回 55人・第4回51人)
	・自然観察会 (10月25日)	東久留米市内「雑木林のみ ち」	23人
公民館事業 公民館市 民企画事業 を含む	・花と緑のある暮らし~コンテナガ ーデンを楽しもう~ (6月1日~7月6日/全6回)	花や緑に親しむことで、自 然環境や年の緑化につい て考えるきっかけを作る。 また、地域活動への参加を 促す。	25人
	・地域問題を考える講座 ゴミにし ますか?資源にしますか? (7月24日~8月8日/3回)	ごみ処理やリサイクルの 現状をとおして身近な環 境を浮き彫りにし、生活改 善に役立つ機会を提供す る。	のべ48人

公民館事業 公民館市 民企画事業 を含む	・科学の目で楽しく学ぶ環境問題 (8月18日)	市民企画事業 小学生と大人がクイズ形式で、「地球温暖化」について勉強する。	延べ73人
	・身近な農を知る講座～地産地消を考えて見ましょう～ (10月27日・11月10日・11月24日/全3回)	市民企画事業 農業者の話を直接聞くことで、都市農業への理解、地産地消、農の役割や機能について考える。	48人(第1回20人・第2回11人・第3回17人)
	・西東京市の大気汚染と健康被害 (11月18日)	市民企画事業 町の空気をとおして、よりよい環境を作るためにどうしたらよいか考える。	26人
	・自然観察会	市民企画事業 草原で昆虫等をよく観察し、写生をすることで、自然を見つめなおす。	雨天のため中止
	・「市民・行政協働のみどりのまちづくり」を考える (1月20日・2月17日)	市民企画事業 北多摩各地の緑地の保全活動を学ぶことで、次世代に緑を残す方策を探る。	43人(第1回21人・第2回22回)
	・農の多面的な機能を学ぶ～作物による新エネルギーの資源循環を学ぶ～ (3月2日)	市民企画事業 天ぷら廃油をディーゼル燃料にする試みから、資源循環の特性とバイオマスエネルギーの視点を学ぶ。	42人
企画政策課	・NPO企画提案事業地球温暖化防止キャンペーン「西東京市にほたるを！」 (12月1日・1月19日・2月24日)	Think globally, act locally』をキーワードに講演会とワークショップを3回開催。	167人(第1回70人、第2回62人、第3回35人)

基本方針4 その他に実施している取り組み

《環境情報の交流》

西東京市の環境の状況を広く市民に役立つ情報となるよう、提供しています。

・西東京市環境白書の作成

毎年西東京市の環境の現状を「西東京市環境白書（環境年次報告書）」にまとめて公表し、公共施設や関係団体及び希望される市民の方へ配布しています。公表時には、年間を通して市民のみなさんのご意見を募集し、よりわかりやすい報告書作りに努めています。

・環境読本「西東京市の環境」の作成

子どもの頃から環境意識を高めるため、小学校高学年向けに市内の環境の現状を環境読本「西東京市の環境」としてまとめ、小学4年生を対象に配布を行いました。

《環境学習の推進》

市民の環境意識を向上させるために、環境啓発のイベントや講座などを展開しています。

・環境講座の開催

基本方針4の環境指標「観察会等の開催」のとおり、体験を通じた環境学習等を数多く開催しています。

《環境保全活動への支援》

市民の環境保全活動を支援し、推進しています。

・こどもエコクラブ

環境省事業のこどもエコクラブの活動を側面から支援するため、西東京市環境保全課が窓口となって、教材等の提供を行っています。

・NPO等企画提案事業

NPO等企画提案事業では、NPO等との協働を推進することにより、多様な市民ニーズに対応するとともに、様々な地域課題の解決を図るための事業を実施しています。（次項目《パートナーシップの推進》で詳述）

《パートナーシップの推進》

環境保全にあたって、市、事業者、市民といった各主体のパートナーシップの構築を進めていきます。

・NPO等企画提案事業

NPO等企画提案事業では、環境・子育て・福祉・安全などの分野で、市民団体が企画・提案した事業を審査し、市の施策と合致するものについて市と協働で事業を実施しています。平成19年度は、環境に関する2事業が採択され、MeC西東京による地球温暖化防止キャンペーン「西東京市にほたるを！」と西東京花の会による「オープンガーデンによる花と緑のまちづくり立ち上げ事業」を実施しました。

重点プロジェクト1 みどりに囲まれて豊かにくらそう

- ・身近なみどりを守り育てる
- ・東大農場の今後の保全を検討する

《身近なみどりを守り育てる》

市民まつりでの苗木の配布やグリーンバンク制度などを通して、家庭でみどりに触れる機会を創出しています。苗木の無料配布は、樹木の苗木を自宅で育て、市内のみどりを家庭から増やしていくとするもので、平成 19 年度は 1,988 本を無料配布しました。市内のみどりを増やす取組みには、他にも花いっぱい運動や生垣の助成制度等があります。

また、今あるみどりを保存する取組みにはグリーンバンク制度などがあります。グリーンバンク制度は、平成 18 年度（2006 年度）から開始した新しい事業で、家の建替などで庭木の提供を希望する方と、引取りを希望する方をつないで、みどりの保存を推進しています。

さらに、生垣助成や樹木・樹林の保存、樹林地の保全を行い、みどりあふれる都市環境を確保しています。樹林地の保全では、山林保全指定を行い、固定資産税及び都市計画税の減免を行うことで山林を保全し、自然空間、防災避難空間を確保しています。

	平成 19 年度実績
苗木の無料配布	26 種 1,988 本
花いっぱい運動	42 箇所
グリーンバンク制度	提供希望件数（本）：3 件（127 本） 引取り希望件数（本）：0 件（0 本） 引渡し成立件数（本）：0 件（0 本）
樹木・樹林・生垣の保存	保存樹木：1084 本 保存樹林面積：28558 m ² 保存生垣延長：8265m
生垣助成	4 件 61.2m
樹林地の保全	山林保全地区 8,730 m ² （6 箇所）
公園の整備	公園面積 28.2ha
生産緑地の指定	141.15 h a（322 地区）

《東大農場の今後の保全を検討する》

平成 19 年 8 月、東京大学は東京大学大学院生命科学研究科附属農場について、これまでの検見川への移転から、緑地植物実験所などの機能を東大農場に集約し、整備することとし、移転方針を見直しました。東大農場のみどりの保全に対する市民の意識は高く、市民団体「東大農場のみどりを残す会」が中心となって、移転見直しに向けた働きかけをしています。今後も引き続き、東大農場に親しむ市民の意識を尊重し、みどりの保全・活用について協力を求めています。

重点プロジェクト2 環境にやさしい取り組みを進めよう

- ・(仮称)西東京市家庭版ISOにより、省エネ意識を広げていく
- ・(仮称)西東京市事業所版ISOなどにより、事業者の環境配慮を進める
- ・太陽エネルギーの利用を進める

《(仮称)西東京市家庭版ISOにより、省エネ意識を広げていく》

家庭版ISOは作成していませんが、子ども向けの事業として、環境教育の一環で「キッズISO」(東京都実施事業)を市内でも実施しています。平成19年度は1校で授業に取り入れられました。

《(仮称)西東京市事業所版ISOなどにより、事業者の環境配慮を進める》

事業者への環境マネジメントシステムの普及は、平成19年現在実施していません。市内に多い中小事業者へ環境マネジメントシステムを普及するには、そのメリットを正確に伝え、取り組みやすいシステムの導入を進めていく必要があります。

《太陽エネルギーの利用を進める》

市内の公共施設を新築・改築する際には、太陽光発電や太陽熱給湯システム等の導入を進めています。平成19年度末現在、市内10施設で導入されています。

重点プロジェクト3 ごみ資源化を進め、ごみを減量させよう

- ・再資源化や収集処理方法の見直しを進める
- ・ごみを減量させよう

《再資源化や収集処理方法の見直しを進める》

平成 19 年 9 月から戸別収集を開始しました。戸別収集では、次のような効果が期待されます。

- 1 ごみを出す人の明確化と責任意識の向上
- 2 ごみの分別や資源化の徹底

また、平成 19 年 10 月からプラスチック容器包装類の分別収集と金属類・廃食用油の集積所回収を開始しました。プラスチック容器包装類の分別収集では、次のような効果が期待されます。

- 1 不燃ごみとして処理していたものを資源として再利用でき、ごみ減量につながる
- 2 今まで焼却していた軟質系のプラスチックを燃やさなくてすむことで、環境負荷を低減し、最終処分場の延命につながる
- 3 限りある貴重な石油資源の有効活用

そして、平成 20 年 1 月から家庭ごみ収集袋の有料化が始まりました。ごみ袋の有料化では、次のような効果が期待されます。

- 1 ごみの分別や排出抑制の意識が生まれ、ごみの減量と資源化が進む
- 2 ごみを出す量に応じた手数料負担により、ごみ処理経費の負担が公平化し、ごみ処理経費についての認識が深まる

《ごみを減量させよう》

家庭ごみの収集方法を平成 19 年 9 月から段階的に変更していった結果、平成 19 年 9 月から現在までの可燃ごみ・不燃ごみ排出量は、平成 18 年度の同時期と比較して大幅に削減し、一方で資源物の回収量が増加しました。

重点プロジェクト4 「身近で育てて食べられるみどり」をふやそう

- ・地元農産物の利用を増やす
- ・生ごみや剪定枝を資源として利用する

《地元農産物の利用を増やす》

西東京市は、都心に近い割には農地が多く、野菜や果実、花などの農産物が生産されています。西東京市では、平成18年3月に農産物マップを作成し、地元農産物はどのようなものがあるか、時期はいつ頃か、どの農家が生産しているか、どこで購入できるかという情報を掲載し、より地元農産物を利用しやすいようにしています。さらに、りさいくる市で同時に開催している朝市では、地元農家による野菜の販売で地元農産物のPRを行っています。また、体験農園、市民農園、家族農園等により市民が自ら育てて食べるみどりの普及に努めています。

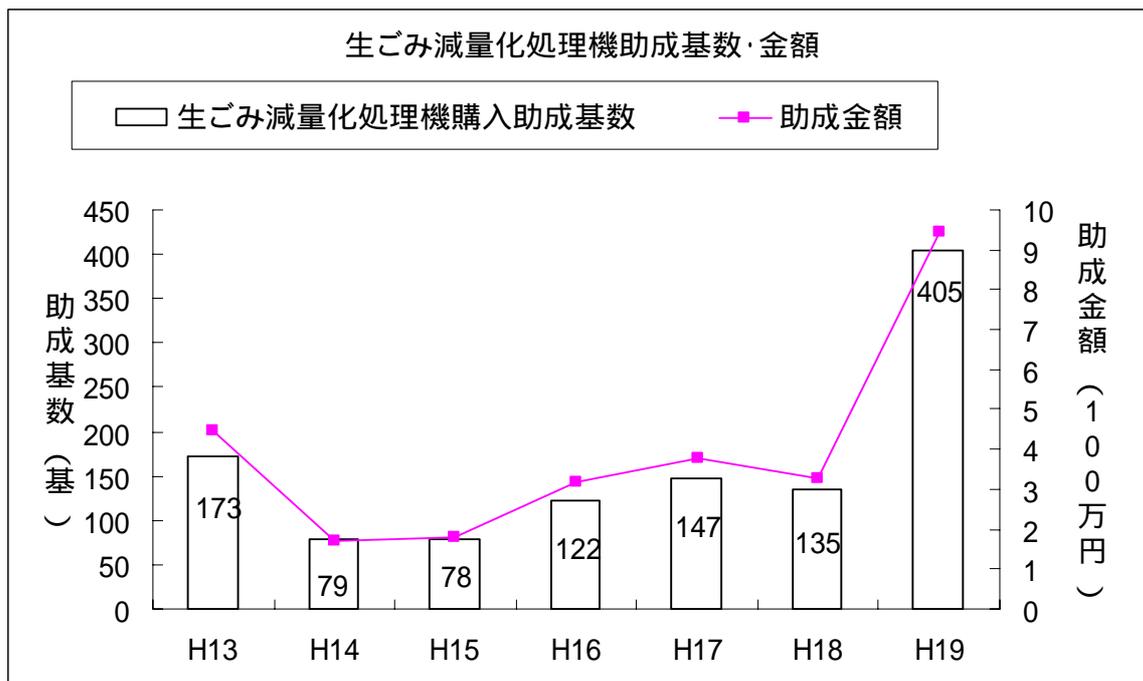
ことば：体験農園・・・園主が利用者に対して技術指導を行うもの

市民農園・・・市が農地を借り上げたものを市民に開放しているもの

家族農園・・・農地の所有者自身が市民に開放しているもの

《生ごみや剪定枝を資源として利用する》

生ごみの有効活用を促進するために、生ごみ減量化処理機器等の購入助成を行っています。平成19年度は、前年度に比べ助成基数が3倍に増え405基の助成を行いました。これは、平成19年9月から開始した新しいごみ収集の取り組みにより、家庭ごみ減量の意識が高まったためと考えられます。



重点プロジェクト5 環境保全活動を推進しよう

- ・環境マップをつくる
- ・環境情報・環境活動拠点を位置づける
- ・環境リーダーを育てる

《環境マップをつくる》

平成19年度は、環境マップづくりは実現していません。環境マップを多くの市民に利用してもらうために、どのようなマップが求められているかニーズを把握し、市民によるマップづくりを具体化させていく必要があります。また、マップをどのように利用し、環境学習に役立てていくか、講座等での活用方法も検討していきます。

《環境情報・環境活動拠点を位置づける》

エコプラザ西東京を環境情報・環境活動の拠点として位置付け、平成20年度のオープンに向けて、講座等のプログラムを検討中です。

《環境リーダーを育てる》

基本方針4で詳述しています。 p29

データ編

区 分	データ名	基準・目標	平成13年度
基本方針 1			
環境汚染の防止			
大気中二酸化窒素 (NO ₂) の環境基準達成状況	NO ₂ 環境基準達成率 (達成局/測定局)	100%	100%
	NO ₂ 環境基準達成測定局数 / 測定局数		3/3
大気中二酸化窒素 (NO ₂) の測定結果 (年平均値)	田無町: 都一般環境大気測定局 (ppm)	0.06	0.024
	下保谷: 都一般環境大気測定局 (ppm)	0.06	0.026
	青梅街道柳沢: 自動車排出ガス測定局 (ppm)	0.06	0.040
大気 (SPM) の環境基準達成状況	SPM環境基準達成率 (達成局/測定局)	100%	0%
	SPM環境基準達成測定局数 / 測定局数		0/3
大気 (SPM) の測定結果 (年平均値)	田無町: 都一般環境大気測定局 (mg/m ³)	0.1mg/m ³	0.038
	下保谷: 都一般環境大気測定局 (mg/m ³)	0.1mg/m ³	0.042
	青梅街道柳沢: 自動車排出ガス測定局 (mg/m ³)	0.1mg/m ³	0.049
光化学スモッグの発生状況	多摩北部地域の光化学スモッグ注意報発令件数	0.12ppm 以上	19
	多摩北部地域の光化学スモッグ学校情報発令件数	0.10ppm 以上	29
酸性雨の状況 (保谷庁舎屋上の測定値)	年平均値 (pH)	pH5.6以下	4.6
	最大値 (pH)	pH5.6以下	7.2
	最小値 (pH)	pH5.6以下	3.4
道路交通(交通量)	市道41号線 老人憩いの家前 (台/日)		12,780
	都道4号線 柳沢市民集会場前 (台/日) H18から東京ガスタンク前		47,682
	都道36号線 旧消防団保谷第7分団前 (台/日)		13,284
	都道245号線 保谷本町交差点 (台/日)		24,960
	都道12号線 向台公園前 (台/日)		18,792
	都道5号線 青梅街道橋場 (台/日)		18,108
	都道5号線 新青梅街道北原交差点 (台/日)		67,938
道路交通(騒音)	市道41号線 老人憩いの家前 (dB)	昼:75dB 夜:70dB	昼:66 夜:61
	都道4号線 柳沢市民集会場前 (dB) H18から東京ガスタンク前	昼:75dB 夜:70dB	昼:75 夜:73
	都道36号線 旧消防団保谷第7分団前 (dB)	昼:75dB 夜:70dB	昼:66 夜:64
	都道245号線 保谷本町交差点 (dB)	昼:75dB 夜:74dB	昼:75 夜:74
	都道12号線 向台公園前 (dB)	昼:75dB 夜:70dB	昼:66 夜:63
	都道5号線 青梅街道橋場 (dB)	昼:75dB 夜:70dB	昼:69 夜:67
	都道5号線 新青梅街道北原交差点 (dB)	昼:75dB 夜:70dB	昼:72 夜:69
道路交通(振動)	市道41号線 老人憩いの家前 (dB)	昼:65dB 夜:60dB	昼:40 夜:34
	都道4号線 柳沢市民集会場前 (dB) H18から東京ガスタンク前	昼:70dB 夜:65dB	昼:47 夜:44

平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	出典
100%	100%	100%	100%	100%	100%	東京都環境局
3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	東京都環境局
0.023	0.022	0.021	0.019	0.019	0.018	東京都環境局
0.026	0.026	0.025	0.025	0.024	0.022	東京都環境局
0.037	0.037	0.036	0.035	0.034	0.050	東京都環境局
33%	33%	100%	100%	100%	100%	東京都環境局
1/3	1/3	3/3	3/3	3/3	3/3	東京都環境局
0.035	0.041	0.029	0.031	0.030	0.025	東京都環境局
0.038	0.036	0.029	0.036	0.037	0.040	東京都環境局
0.044	0.037	0.036	0.034	0.038	0.032	東京都環境局
17	3	12	15	14	13	東京都環境局
32	17	26	34	24	26	東京都環境局
4.6	4.8	4.7	4.8	4.8	4.8	環境保全課
6.1	6.9	6.1	7.1	6.4	6.6	環境保全課
3.5	3.5	3.5	3.7	3.6	3.8	環境保全課
13,386	14,208	13,704	14,418	13,830	13,242	環境保全課
47,250	45,996	43,686	44,112	44,604	42,618	環境保全課
12,996	12,762	欠測	12,708	12,432	11,790	環境保全課
34,398	35,718	28,794	欠測	33,762	32,928	環境保全課
19,716	19,278	19,044	欠測	19,338	19,338	環境保全課
20,172	20,100	17,352	20,910	19,128	18,648	環境保全課
64,842	67,776	69,150	66,138	65,448	64,920	環境保全課
昼:65 夜:61	昼:65 夜:62	昼:65 夜:65	昼:66 夜:63	昼:64 夜:63	昼:65 夜:62	環境保全課
昼:74 夜:72	昼:75 夜:73	昼:74 夜:74	昼:74 夜:71	昼:70 夜:68	昼:70 夜:69	環境保全課
昼:66 夜:65	昼:66 夜:63	昼:67 夜:64	昼:67 夜:65	昼:67 夜:66	昼:66 夜:67	環境保全課
昼:69 夜:67	昼:69 夜:67	昼:70 夜:68	昼:70 夜:67	昼:71 夜:68	昼:70 夜:67	環境保全課
昼:68 夜:65	昼:68 夜:64	昼:68 夜:64	昼:69 夜:65	昼:68 夜:64	昼:66 夜:64	環境保全課
昼:69 夜:67	昼:67 夜:67	昼:69 夜:67	昼:70 夜:67	昼:67 夜:65	昼:69 夜:66	環境保全課
昼:72 夜:69	昼:72 夜:52	昼:74 夜:73	昼:74 夜:73	昼:74 夜:72	昼:74 夜:72	環境保全課
昼:42 夜:37	昼:46 夜:43	昼:45 夜:42	昼:46 夜:41	昼:45 夜:40	昼:51 夜:45	環境保全課
昼:46 夜:44	昼:48 夜:43	昼:49 夜:47	昼:53 夜:46	昼:46 夜:43	昼:47 夜:44	環境保全課

区 分	データ名	基準・目標	平成13年度
基本方針 1			
環境汚染の防止			
道路交通(振動)	都道36号線 旧消防団保谷第7分団前 (dB)	昼:65dB 夜:60dB	昼:47 夜:41
	都道245号線 保谷本町交差点 (dB)	昼:65dB 夜:60dB	昼:53 夜:54
	都道12号線 向台公園前 (dB)	昼:65dB 夜:60dB	昼:50 夜:49
	都道5号線 青梅街道橋場 (dB)	昼:70dB 夜:65dB	昼:50 夜:46
	都道5号線 新青梅街道北原交差点 (dB)	昼:70dB 夜:65dB	昼:48 夜:47
大気中ダイオキシン類濃度(年平均値)環境基準達成状況	環境基準達成率	100%	100%
	環境基準達成測定地点数 / 全測定地点数		5/5
大気中ダイオキシン測定値(年平均値)	青嵐中学校 (pg-TEQ/m ³)	0.60 pg-TEQ/m ³	0.445
	東伏見小学校 (pg-TEQ/m ³)	0.60 pg-TEQ/m ³	0.370
	西東京市役所【保谷庁舎】 (pg-TEQ/m ³)	0.60 pg-TEQ/m ³	0.375
	谷戸小学校 (pg-TEQ/m ³)	0.60 pg-TEQ/m ³	0.400
	田無第一中学校 (pg-TEQ/m ³)	0.60 pg-TEQ/m ³	0.370
河川の水質(BOD濃度年平均値)	石神井川境橋 (mg/)	5mg/ 以下	8.0
	石神井川溜漕橋 (mg/)	5mg/ 以下	1.4
	白子川(栄町1-9) (mg/)	8mg/ 以下	366.0
	白子川(下保谷3-7) (mg/)	8mg/ 以下	29.1
	新川(中町1-5-1) (mg/)		15.1
公害苦情件数	ばい煙関係(件)		11
	粉じん関係(件)		1
	水質汚濁関係(件)		1
	騒音関係(件)		38
	振動関係(件)		6
	悪臭・有害ガスほか(件)		15
工場数及び指定作業場数	工場数(件)		697
	指定作業場数(件)		518
フィルターパッチによる二酸化窒素簡易測定	平均濃度(ppm)	0.06ppm	0.022
	調査測定地点	以下	96か所
地下水水質調査(平均値)	トリクロロエチレン (mg/)	0.03mg/	0.0102
	テトラクロロエチレン (mg/)	0.01mg/	0.0072
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/)	1mg/	0.0015

平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	出典
昼:45 夜:44	昼:48 夜:42	昼:45 夜:41	昼:46 夜:43	昼:46 夜:44	昼:53 夜:46	環境保全課
昼:53 夜:54	昼:53 夜:54	昼:53 夜:54	昼:55 夜:51	昼:43 夜:39	昼:54 夜:49	環境保全課
昼:50 夜:51	昼:50 夜:49	昼:50 夜:49	昼:49 夜:44	昼:41 夜:40	昼:44 夜:36	環境保全課
昼:47 夜:43	昼:47 夜:43	昼:45 夜:43	昼:49 夜:44	昼:47 夜:45	昼:46 夜:45	環境保全課
昼:36 夜:35	昼:50 夜:30	昼:54 夜:52	昼:54 夜:52	昼:50 夜:50	昼:48 夜:45	環境保全課
100%	100%	100%	100%	100%	100%	環境保全課
5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5	環境保全課
0.110	0.064	0.059	0.056	0.037	0.13	環境保全課
0.083	0.036	0.051	0.042	0.026	0.061	環境保全課
0.140	0.052	0.056	0.048	0.034	0.081	環境保全課
0.086	0.050	0.052	0.052	0.048	0.054	環境保全課
0.089	0.051	0.052	0.046	0.033	0.050	環境保全課
5.8	5.5	5.6	11.8	3.0	4.9	環境保全課
0.8	1.3	0.9	1.2	0.92	1.7	環境保全課
-	-	-	-	69.5	31.5	環境保全課
16.7	73	23.5	64.3	20.8	27.5	環境保全課
5.8	13.5	13.0	8.1	6.6	8.6	環境保全課
10	15	2	20	3	4	環境保全課
0	0	0	0	6	3	環境保全課
1	0	1	2	7	4	環境保全課
23	32	27	39	41	40	環境保全課
3	7	9	4	4	8	環境保全課
16	27	55	20	54	53	環境保全課
696	696	690	691	691	688	環境保全課
523	538	792	793	797	796	環境保全課
0.037	0.028	0.041	0.035	0.041	0.032	環境保全課
93か所	94か所	95か所	96か所	94か所	96か所	環境保全課
0.0140	0.0087	0.0107	0.011	0.010	0.004	環境保全課
0.0065	0.057	0.0124	0.012	0.009	0.01	環境保全課
0.0017	0.005	0.0011	0.002	0.002	0.001	環境保全課

区 分	データ名	基準・目標	平成13年度
基本方針 1			
環境汚染の防止			
主要交差点大気汚染調査 (1時間値の1日平均値)	一酸化窒素 (ppm)	保谷本町交差点	0.227
		向台公園前交差点	0.090
		橋場交差点	0.145
		北原交差点	0.247
	二酸化炭素 (ppm)	保谷本町交差点	0.058
		向台公園前交差点	0.045
		橋場交差点	0.042
		北原交差点	0.057
	窒素酸化物 (ppm)	保谷本町交差点	0.284
		向台公園前交差点	0.135
		橋場交差点	0.188
		北原交差点	0.304
	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	保谷本町交差点	0.042
		向台公園前交差点	0.026
		橋場交差点	0.040
		北原交差点	0.055
道路環境・交通マネジメント			
自転車駐車場	設置箇所数 (箇所)		25
	収容可能台数 (台)		21,291
自動車保有台数	自動車保有台数 (台)		73,412
	1人当たりの自動車保有台数 (台) (人口は各年度3月31日現在)		0.40
公共交通機関 (鉄道) 利用者数 (1日平均乗降客数)	田無駅 (人)		71,207
	西武柳沢駅 (人)		18,705
	東伏見駅 (人)		21,688
	ひばりヶ丘駅 (人)		64,957
	保谷駅 (人)		52,943
地域環境美化運動	参加者数 (人)		2,000
	回収量 (kg)		740
放置自転車等の撤去 (自転車及び原動機付自転車)	放置自転車等撤去台数 (台)		10,116
	放置自転車等返還台数 (台)		5,862
	返還率 (%)		57.9

平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	出典
0.100	0.057	0.119	0.051	0.088	0.049	環境保全課
0.013	0.022	0.116	0.017	0.019	0.029	環境保全課
0.096	0.017	0.251	0.055	0.068	0.031	環境保全課
0.300	0.148	0.263	0.152	0.236	0.169	環境保全課
0.040	0.037	0.048	0.033	0.040	0.031	環境保全課
0.023	0.033	0.033	0.022	0.029	0.033	環境保全課
0.047	0.020	0.051	0.028	0.044	0.026	環境保全課
0.058	0.047	0.063	0.045	0.063	0.046	環境保全課
0.140	0.095	0.166	0.085	0.128	0.081	環境保全課
0.036	0.056	0.149	0.039	0.048	0.062	環境保全課
0.143	0.037	0.302	0.083	0.112	0.057	環境保全課
0.357	0.195	0.326	0.197	0.299	0.215	環境保全課
0.025	0.028	0.031	0.019	0.037	0.028	環境保全課
0.010	0.026	0.028	0.007	0.018	0.023	環境保全課
0.078	0.020	0.061	0.020	0.017	0.01	環境保全課
0.093	0.043	0.04	0.026	0.059	0.017	環境保全課
26	26	25	25	26	26	道路管理課
21,156	21,156	20,866	20,866	21,538	21,538	道路管理課
73,643	53,688	73,195	73,589	74,033	59,580	市民税課 多摩自動車検査登録 事務所
0.40	0.29	0.39	0.39	0.39	0.31	市民税課 多摩自動車検査登録 事務所
70,682	71,609	72,384	73,783	75,546	76,283	西武鉄道(株)
18,238	17,888	17,385	17,282	17,284	17,397	
21,633	22,285	23,270	23,659	24,195	25,041	
63,955	64,599	64,940	66,033	66,499	67,318	
52,328	52,295	52,245	52,954	53,876	54,770	
2,400	2,300	2,300	2,700	2,400	2,400	環境保全課
833	635	1,265	1,170	1,090	1,370	
11,107	11,522	10,830	10,675	10,849	9,426	道路管理課
6,301	6,618	6,266	6,209	6,460	5,860	道路管理課
56.7	57.4	57.9	58.2	60	62	道路管理課

区 分	データ名	基準・目標	平成13年度
基本方針 1			
都市景観・都市環境の保全			
空き地の適正管理	苦情件数(件)		36
	指導件数(件)		34
基本方針 2			
みどりの保全・育成			
緑被率	緑被率(%)	おおむね 30%維持	30.2 (11年度値)
公園面積	公園面積(ha)		18.1
樹林地面積	樹林地面積(ha)	現状維持	190ha (11年度値)
保存樹林・樹木	保存樹木本数(本)		1,210
	保存樹林面積(m ²)		32,052
	保存生垣延長(m)		8,296
生垣設置助成	助成件数(件)		18
	延長(m)		167.75
市民緑化苗木無料配布	配布類数及び本数		34種 3,967本
生産緑地・畑地目(農地)面積	生産緑地面積(ha)		154.00
	畑地目(農地)面積(ha)	160	189
生産緑地買取・指定状況	買取申出の件数及び面積(m ²)		10件 10,800m ²
	指定地区数及び面積(ha)		319地区 153.96
農地の転用 (各年1月1日から12月31日まで)	転用総数(m ²)		71件 34,776
	農地法第4条転用総数(m ²)		19件 11,293
	【住宅関係等】(m ²)		13件 9,063
	【道路等】(m ²)		2件 1,181
	【貸駐車場等】(m ²)		3件 613
	【その他】(m ²)		1件 436
	農地法第5条転用総数(m ²)		52件 23,483
	【住宅関係等】(m ²)		36件 19,490
	【材料置場等】(m ²)		-
	【その他】(m ²)		16件 3,993
市民農園・家族農園数	設置数(箇所)		8
	面積(ha)		1.8
公園等管理協会員数	団体会員数(人)		18団体 301人
	個人会員数(人)		22
優良農地育成事業	補助事業対象者数(人)		14

平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	出典
39	46	78	72	53	63	環境保全課
37	43	44	47	18	54	環境保全課
30.2 (11年度値)	30.2 (11年度値)	29.1 (16年度値)	29.1 (16年度値)	29.1 (16年度値)	29.1 (16年度値)	みどり公園課
18.3	18.3	18.7	23.2	28.7	28.2	みどり公園課
190ha (11年度値)	190ha (11年度値)	193ha (16年度値)	193ha (16年度値)	193ha (16年度値)	193ha (16年度値)	みどり公園課
1,189	1,163	1,166	945	967	1,084	みどり公園課
32,117	30,298	29,408	28,558	28,558	28,558	みどり公園課
8,053	8,367	8,086	8,030	8,303	8,265	みどり公園課
41	11	10	7	11	4	みどり公園課
394.2	143.3	144.2	66.1	188.3	61.2	みどり公園課
35種 3,148本	38種 2,385本	30種 2,265本	31種 2,274本	25種 1,946本	26種 1988本	みどり公園課
153.00	150	147	145	144	141	都市計画課
186	182	177	171	170	166	資産税課 目標値：産業振興課
12件 16,922m ²	16件 23,932m ²	10件 14,589	15件 16,532	14件 27,546	12件 25103	都市計画課
318地区 152.66	317地区 149.68	325地区 146.58	323地区 145.32	323地区 143.74	322地区 141.15	都市計画課
70件 31,306	80件 38,746	87件 68,250	102件 43,574	105件 55,028	61件 405,511	農業委員会
26件 14,804	24件 8,413	45件 33,056	41件 15,440	49件 31,562	26件 21,243	農業委員会
20件 11,479	14件 5,165	27件 20,887	28件 10,091	25件 13,385	13件 5,568	農業委員会
-	3件 374	1件 1,407	2件 17	4件 196	-	農業委員会
5件 2,863	7件 2,874	11件 5,815	5件 1,601	18件 16,705	9件 3,434	農業委員会
1件 462	-	6件 4,947	6件 2,731	2件 1,276	4件 12,240	農業委員会
44件 16,502	56件 30,333	42件 35,194	61件 28,134	56件 23,467	35件 19,269	農業委員会
39件 13,504	50件 28,276	38件 32,547	53件 25,276	50件 22,790	30件 17,134	農業委員会
1件 1,280	-	-	-	-	1件 1,530	農業委員会
4件 1,718	6件 2,057	4件 2,647	8件 2,858	6件 677	4件 605	農業委員会
10	8	8	10	9	8	産業振興課
2.1	1.9	1.8	2.1	1.9	1.6	産業振興課
20団体 293人	25団体 483人	27団体 581人	31団体 725人	32団体 716人	32団体 711人	みどり公園課
27	30	34	40	31	37	みどり公園課
15	16	15	15	- (廃止)	- (廃止)	産業振興課

区 分	データ名	基準・目標	平成13年度
基本方針 2			
水辺環境の保全			
河川流量	石神井川境橋 (m ³ /s)		0.042
	石神井川溜漕橋 (m ³ /s)		0.145
透水性舗装	透水性舗装面積 (m ²)		5,411
公共施設における中水・雨水利用	利用している施設数 (箇所)		6
公共施設における雨水貯留・浸透施設	新規設置施設数 (箇所)		1
各戸貯留・浸透施設設置	助成件数 (件)		30
	浸透枡設置数 (個)		122
自然とのふれあいの確保			
自然とのふれあいの機会	自然観察会市民参加人数 (人)		88
基本方針 3			
広域的な環境問題への対応			
エネルギー使用量(電力・ガス)	電力総使用量 (GWh/年)	現状より 10%削減	695
	従量電灯A・B電力使用量 (GWh/年)		276
	都市ガス販売量 (千m ³)	現状より 10%削減	44,810
上水道の使用量	水道使用総量 (千m ³)	現状より 10%削減	18,546
市内からのCO ₂ 排出量	電気及び都市ガス使用量 (t-CO ₂)		350,558
市の事務事業による二酸化炭素排出量	(t-CO ₂)	地球温暖化対策実 行計画に準ずる	
太陽光システム導入件数	太陽光発電または太陽熱利用システムを導入した 公共施設数		0
クリーンエネルギー自動車の導入	市内に登録している天然ガス自動車数 (台) 平成18年度は平成20年度2月末時		20
	庁用車への導入台数 (台)		1
ごみ減量・リサイクル			
市民1人1日当たりのごみ排出量	家庭系ごみ人口当たり量 (g/人日)	663g 以下	721
ごみのリサイクル率	=資源物量/家庭系ごみ量	35%以上	20.0%
最終処分量	最終処分場搬入量 (t) (最終処分における当市寄与分)	大幅削減	9,382
一般廃棄物の発生量	一般廃棄物発生量 (t)		54,658
事業系一般廃棄物の発生量	事業系可燃ごみ量 (t)		6,960
家庭系一般廃棄物の発生量	家庭系ごみ量 (t)		47,699
	可燃ごみ量 (t)		31,625
	不燃ごみ量 (t) 粗大ごみ含む		6,539
	資源物量 (t)		9,534
資源化量	総数 (t)		9,233
	新聞 (t)		1,885

平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	出典
0.029	0.035	0.048	0.078	0.028	0.021	環境保全課
0.026	0.188	0.269	0.201	0.320	0.130	環境保全課
5,716	8,331	6,981	2,445	8,175	8,612	道路建設課
7	8	8	9	10	12	建築営繕課
2	2	3	5	4	5	建築営繕課
41	39	42	35	46	63	下水道課
129	127	130	127	168	233	
100	74	75	57	79	23	みどり公園課 公民館
712	649	686	-	-	-	東京電力(株)
292	277	304	-	-	-	東京電力(株)
46,651	47,550	45,145	47,241	48,946	45,989	東京ガス(株)
19,048	19,109	19,607	17,679	19,748	19,789	水道課
360,594	338,477	347,751	-	-	-	環境保全課
		10,699	8,481	8,469	8,802	環境保全課
0	2	1	1	1	1	建築営繕課 環境保全課
40	39	41	45	57	52	東京ガス(株)
12	22	25	25	22	22	東京ガス(株)
713	709	688	682	676	648	ごみ減量推進課
19.4%	19.7%	20.4%	20.9%	20.9%	27.0%	ごみ減量推進課
7,555	7,600	6,395	5,684	5,538	5,107	ごみ減量推進課
54,997	55,366	54,835	55,790	55,936	54,750	ごみ減量推進課
7,299	7,320	7,716	8,193	8,480	9,165	ごみ減量推進課
47,698	48,046	47,119	47,597	47,455	45,648	ごみ減量推進課
31,721	31,226	30,239	30,773	30,643	28,008	ごみ減量推進課
6,715	7,333	7,256	6,880	6,887	5,326	ごみ減量推進課
9,262	9,487	9,624	9,944	9,925	12,314	ごみ減量推進課
8,854	9,116	9,314	9,609	9,577	11,833	ごみ減量推進課
1,817	1,832	1,971	2,043	1,890	1,866	ごみ減量推進課

区 分	データ名	基準・目標	平成13年度
-----	------	-------	--------

基本方針 3

ごみ減量・リサイクル

資源化量	雑誌 (t)		2,865
	ダンボール (t)		1,238
	布類 (t)		550
	牛乳パック (t)		7
	鉄類 (t)		387
	アルミ (t)		237
	生ビン (t)		298
	カレット (t)		1,366
	ペットトレイ (t)		400
資源物集団回収	資源回収量 (t)		3,194
資源物集団回収	参加団体数		368
廃油回収	(kg)		1,600
生ごみ減量化処理機購入助成	助成基数 (基)		173
	助成金額 (円)		4,473,039
ごみ集積所	ごみ集積所設置数 (箇所)		-
リサイクルショップ利用状況	タンス (点)		313
	食器棚 (点)		233
	整理棚 (点)		288
	本棚 (点)		211
	机 (点)		176
リサイクルショップ利用状況	テーブル (点)		336
	椅子・ソファ (点)		1,088
	ベッド (点)		211
	小物入れ (点)		55
	その他 (点)		1,979
農と消費の一体化			
右機農業推進事業	補助事業対象者数 (人)		84

平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	出典
--------	--------	--------	--------	--------	--------	----

2,806	2,835	2,772	2,781	2,733	3,198	ごみ減量推進課
1,256	1,324	1,384	1,463	1,543	1,643	ごみ減量推進課
519	585	631	655	660	816	ごみ減量推進課
5	4	1	1	1	1	ごみ減量推進課
391	374	355	325	309	393	ごみ減量推進課
253	278	285	284	284	287	ごみ減量推進課
256	234	218	235	251	231	ごみ減量推進課
1,151	1,194	1,173	1,281	1,360	1,416	ごみ減量推進課
400	456	524	541	546	2,032	ごみ減量推進課
2,936	2,806	2,916	3,039	3,250	3,468	ごみ減量推進課
365	369	364	364	366	370	ごみ減量推進課
1,600	1,980	2,520	2,960	年4回 3200	年8回 23900kg	ごみ減量推進課
79	78	122	147	135	405	ごみ減量推進課
1,682,700	1,782,000	3,164,700	3,767,800	3,254,400	9,439,700	ごみ減量推進課
約5,000	約5,000	約5,000	約5,000	5649	6,102	ごみ減量推進課
295	275	188	226	223	177	ごみ減量推進課
235	181	135	145	140	150	ごみ減量推進課
253	217	170	183	169	171	ごみ減量推進課
296	232	217	144	145	112	ごみ減量推進課
131	112	80	120	105	113	ごみ減量推進課
334	324	251	248	258	231	ごみ減量推進課
1,065	1,054	672	701	684	794	ごみ減量推進課
198	164	132	119	104	122	ごみ減量推進課
67	55	66	35	39	58	ごみ減量推進課
1,676	1,209	832	877	913	958	ごみ減量推進課
113	109	110	107	178	(廃止)	産業振興課

区 分	データ名	基準・目標	平成13年度
有機農業推進事業	補助物[堆肥]の総数(袋)		7,417
安全安心農業推進事業	補助事業対象者数(人)		
基本方針 4			
環境学習の推進			
環境学習リーダー(東京都)	登録者数(人)		5
環境カウンセラー(環境省)	登録者数(人)		2
西東京市環境リーダー数	講座修了生(累計・人)	100人	
観察会等開催数	観察会・環境講座開催数(回)	年10回以上	
環境保全活動への支援			
市民団体	環境保全分野のNPO法人数		
こどもエコクラブ	(団体)		1
大気の簡易測定体験講座	二酸化窒素の測定箇所数(か所)		春: 250 冬: 250
基礎情報(各年度4月1日現在)			
人口	(人)		179,563
男性	(人)		89,201
女性	(人)		90,362
世帯数	(世帯)		78,142

平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	出典
9,399	4,007					産業振興課
					218	産業振興課
5	3	3	3	3	1	東京都環境局
4	0	6	6	6	8	環境省
				46	56	環境保全課
4	5	5	4	8	14	環境保全課ほか
1	4	8	11	11	14	企画政策課
1	1	0	0	1	1	環境保全課
春：250 冬：250	春：350 冬：350	春：350 冬：350	春：350 冬：350	春：350 冬：350	春：350 冬：308	環境保全課
181,300	183,308	185,742	187,755	191,287	192,226	市民課
90,127	91,011	91,990	92,925	94,602	94,876	市民課
91,173	92,297	93,752	94,830	96,685	97,350	市民課
79,808	81,060	82,673	83,986	85,975	86,856	市民課

主な環境基準

主な環境基準(各基準と物質解説)

環境基準とは、人の健康を保持し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められています。この基準は環境基本法第16条に基づき公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められており、受忍の限度あるいは許容の限度という意味をもつものではありません。基準値は、人体影響等の疫学的データに基づいた科学的見地と行政上の実現可能性を考慮して定められています。

大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10ppm以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
ダイオキシン類	年平均値が0.6pg TEQ/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること。

1 pgはピコグラムと呼び、1兆分の1gを表す単位です。

2 TEQはダイオキシン類の中で、最も毒性の強い2.3.7.8.四塩化ダイオキシンに換算して表したものです。

水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/以下	1.1.2-トリクロロエタン	0.006 mg/以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.03 mg/以下
鉛	0.01 mg/以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/以下
六価クロム	0.05 mg/以下	1.3-ジクロロプロペン	0.002 mg/以下
砒素	0.01 mg/以下	チウラム	0.006 mg/以下
総水銀	0.0005 mg/以下	シマジン	0.003 mg/以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01 mg/以下
ジクロロメタン	0.02 mg/以下	セレン	0.01 mg/以下
四塩化炭素	0.002 mg/以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/以下
1.2-ジクロロエタン	0.004 mg/以下	ふっ素	0.8 mg/以下
1.1-ジクロロエチレン	0.02 mg/以下	ほう素	1 mg/以下
シス-1.2-ジクロロエチレン	0.04 mg/以下	ダイオキシン類(水質)	1 pg TEQ/以下
1.1.1-トリクロロエタン	1 mg/以下	ダイオキシン類(底質)	150 pg TEQ/g以下

土壌の汚染に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	検液1につき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては米1kgにつき1mg未満であること。	1.2-ジクロロエタン	検液1につき0.004mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。	1.1-ジクロロエチレン	検液1につき0.02mg以下であること。
有機磷	検液中に検出されないこと。	シス-1.2-ジクロロエチレン	検液1につき0.04mg以下であること。
鉛	検液1につき0.01mg以下であること。	1.1.1-トリクロロエタン	検液1につき1mg以下であること。
六価クロム	検液1につき0.05mg以下であること。	1.1.2-トリクロロエタン	検液1につき0.006mg以下であること。
砒素	検液1につき0.01mg以下であり、かつ農用地(田に限る)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	トリクロロエチレン	検液1につき0.03mg以下であること。
総水銀	検液1につき0.0005mg以下であること。	テトラクロロエチレン	検液1につき0.01mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	1.3-ジクロロプロペン	検液1につき0.002mg以下であること。
PCB	検液中に検出されないこと。	チウラム	検液1につき0.006mg以下であること。
銅	農用地(田に限る)においては、土壌1kgにつき125mg未満であること。	シマジン	検液1につき0.003mg以下であること。
ジクロロメタン	検液1につき0.02mg以下であること。	チオベンカルブ	検液1につき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1につき0.002mg以下であること。	ベンゼン	検液1につき0.01mg以下であること。
		セレン	検液1につき0.01mg以下であること。
		ふっ素	検液1につき0.8mg以下であること。
		ほう素	検液1につき1mg以下であること。
		ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g以下であること。

騒音に係る環境基準（単位：デシベル）

地域の類型	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間(6～22時)	夜間(22～6時)
AA	清瀬市の区域のうち、松山3丁目1番、竹丘1丁目17番、竹丘3丁目1番から3番まで及び竹丘3丁目10番の区域		50以下	40以下
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 これらに接する地先、水面	一般地域	55以下	45以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域に定めのない地域 これらに接する地先、水面	一般地域	55以下	45以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、これらに接する地先、水面	一般地域	60以下	50以下
		車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

- 1 AA：療養地域、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 A：専ら住居の用に供される地域 B：主として住居の用に供される地域 C：相当数の住居と併せて商業の用に供される地域
2 この基準は航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

物質の解説

物質	説明
二酸化硫黄	無色・刺激性のある気体で、水に溶け亜硫酸になる。俗に亜硫酸ガスといい、硫酸化物の代表的なものである。主に重油、石炭などの燃料中の硫黄分が燃焼して発生する二酸化硫黄は、大気中で徐々に酸化される。健康被害は慢性気管支炎、喘息性気管支炎、食欲不振、体重減少等が現れる。
一酸化炭素	無色・無臭、水に難溶の気体で、重油、ガソリンなど炭素を含む化合物が不完全燃焼する時に発生する。生体組織に酸素を運搬するヘモグロビンと強く結合するため、吸入すると酸素欠乏をきたし、重症の場合は窒息死する。
浮遊粒子状物質	沈殿速度が小さいため、大気中に長期間浮遊している微粒子であって、その粒径が10μ以下のものをいう。粒径が10μ以下の粒子は、そのほとんどが気道又は肺胞に沈着し、人の健康上有害な影響を与える。
二酸化窒素	高濃度の場合は、赤褐色の気体で刺激臭をもち、腐食性に富む。主に自動車、工場などで燃料の燃焼に伴って排出され、燃料中の窒素分や、空気中の窒素ガスが酸化されて生成する。排出される窒素酸化物の90%以上は一酸化窒素であるが、太陽光照射下で種々の物質の関与により二酸化窒素に酸化される。0.12ppmから敏感な人には知覚され、1～3ppmで臭気を感じる。高濃度急性暴露で、肺水腫、線維性細気管支炎、肺気腫を起こす。低濃度慢性暴露では、慢性気管支炎、肺機能低下を生ずることが指摘されている。また、二酸化窒素は水に溶けやすく、水と反応して硝酸や亜硝酸を生ずることから、酸性雨の原因ともなる。
カドミウム	カドミウムは青みを帯びた銀白色の金属で、柔らかく、延性及び展性に富みナイフでも容易に割れる。メッキ、顔料、電池等に使用され、発生源としてはメッキ、塗料、ガラス等の工場と鉱山精錬所などがあげられる。 カドミウムはイタイイタイ病等との関連で知られているが、吸入、経口摂取のいずれの場合にも体内に蓄積される。経口摂取が続くと胃腸炎、筋肉痛、着色尿のほか、肝臓障害が現れる。長時間にわたってカドミウムの煙霧、粉じんを吸入すると肺気腫、胃腸障害、骨変化等の症状が現れる。
全シアン	シアン、シアノ錯体等のCN基を含む化合物をいう。代表的なものとして、シアニ化水素酸(青酸)、シアニ化ナトリウム(青酸ソーダ)、シアニ化カリウム(青酸カリ)などがある。 シアン化合物はメッキ液に使用されており、かつては河川を汚染する事故が多かった。毒性は、呼吸器、消化器官、皮膚から吸収されて体内組織の酸素欠乏を招くことである。脳の中樞神経は酸素の欠乏に弱く、呼吸中枢に作用して呼吸停止を起こすことがある。
鉛	鉛は、融点の低い銀白色の柔らかい金属。化合物には、無機鉛化合物と、有機鉛化合物がある。前者には、酸化鉛、水酸化鉛、塩化鉛、硫酸鉛などがあり、後者には、自動車用アンチノック剤として使われる四エチル鉛、合成樹脂製品の安定剤として使われるステアリン酸鉛などがある。鉛及びその化合物の環境への廃出源としては、自動車排出ガスのほか鉛、鉛精錬業、鉛蓄電池製造業、顔料製造業、印刷業、ガラス製造業などの排煙、排水がある。 鉛中毒症は、血液症状、精神症状、胃腸症状であり、初期の自覚症状は、全身倦怠、頭痛、疲労感、食欲不振などである。有機鉛化合物は特に毒性が高く、脳が犯され死に至ることもある。
六価クロム	クロム化合物のうち、クロムの原子価が正の6価のもの。クロム酸化合物、重クロム酸化合物が主なものであり、水溶液中で電離してクロム酸イオン、重クロム酸イオンなどの陰イオンを形成し、酸性溶液中で強い酸化剤として作用する。皮膚に触れると皮膚炎、浮腫、潰瘍を起こす。大量に摂取すると嘔吐、腹痛、けいれん等を起こし死亡する。経口致死量は約5gといわれている。 六価クロム化合物を利用する業種として、電気メッキ業、顔料製造業などがあげられる。冷却水の腐食抑制剤としても利用される。

物質	説明
アルキル水銀	メチル基やエチル基などのアルキル基と水銀とが結合した有機水銀の一種。自然環境に存在する無機水銀が、ある条件の下でメチル水銀やジメチル水銀に変化し、食物連鎖を通じて魚介類に濃縮されることが知られている。水俣病はアセトアルデヒドの製造工程で副生したメチル水銀による公害病である。
PCB	2つのベンゼン核に塩素の結合した化合物。PCBは塩素含有量の異なる数多くの同族体の混合物である。絶縁性が高いなど電気的特性に優れ、熱、酸、アルカリなどに非常に安定なため、絶縁油、熱媒体やノンカーボン紙溶剤などに広く用いられた。微生物や光による分解を受けにくく、生物体にたやすく取り込まれ残留性が高く、しかも慢性毒性が強いことから汚染物質として問題となり、昭和47年に生産が中止された。
銅	人の成長に不可欠な必須元素であり、必要量は成人で2~2.5mg/日といわれる。ただし、水生生物に対する毒性は非常に強く、一般に魚に対する48時間半数致死濃度は、銅としては0.009~0.16mg/程度である。主要な化合物は硫酸銅、水酸化銅、酸化銅、塩基性炭酸銅である。発生源としては、自然界の岩石から溶出、鉱山排水、工場排水（メッキ工場、金属加工工場、化学工場、非金属精錬所等）などがある。
ジクロロメタン	無色の液体。不燃性、非引火性で、溶剤、エアゾルの噴射剤、冷媒などに用いられる。水への溶解度が2g/100mとこの種の溶剤としてはかなり高く、また揮散しにくい。人体への影響は、急性症状として麻酔作用及び眼への刺激、慢性症状として皮膚の刺激及び発癌性の疑いが指摘されている。
四塩化炭素	無色の液体。フルオロカーボン類の原料や溶剤、殺虫剤などに用いられる。オゾン層破壊の原因物質の1つ。人体影響としては、急性症状として、麻酔作用、下痢、嘔吐があり、また、慢性症状としては肝臓、腎臓の障害、発癌性の疑いが指摘されている。
ジクロロエチレン	ジクロロエチレンには、1,1-ジクロロエチレン、シス及びトランス1,2-ジクロロエチレンの3種類があり、いずれも合成化学物質であり、天然には存在しない。 1,2-ジクロロエチレンは、常温では液体であり、わずかに刺激臭がある。水に難溶で各種有機溶剤に可溶し、引火性、可燃性があり、シス又はトランス混合物として他の塩素系溶剤の反応中間体としての用途がある。 また、ジクロロエチレンは、地下水中ではトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンとともに検出される場合が多く、これらの分解生成物である可能性も指摘されている。
トリクロロエチレン	無色の液体で、油脂分を溶解する力が強い。不燃性であるため、火災の危険性がなく、金属等の脱脂洗浄剤に広く用いられる。人体影響としては、急性暴露による麻酔作用のほか、肝・腎臓への障害が指摘されている。皮膚からも吸収される。これと類似の物質に、テトラクロロエチレンがある。
テトラクロロエチレン	パークレンとも呼ぶ。無色の液体で、水に難溶、不燃性で、抽出用溶媒、ドライクリーニング溶剤等として広く用いられている。人体影響は、急性症状として、めまい、頭痛、黄疸、肝臓機能障害が指摘され、慢性毒性として発癌性の疑いがある。
シマジン	トリアジン系の除草剤。毒物、劇薬には指定されていない。作物の種まき時期又は生育期で雑草の発生初期に土壌処理すると、根から吸収され雑草の成長を抑制する。メヒシバ、カヤツリグサ、タデ、スズメノテッポウ等畑や果樹園の一年草雑草に用いる。団地や河川敷、ゴルフ場の芝生でも良く使われる。
チオベンカルブ	別名ベンチオカーブ。チオカーバメート系の除草剤で、毒物、劇薬には指定されていない。水田のノエビ、マツパイ等の除草に使用され、畑・苗代では種まき後に土壌処理され、田植え後は水状態で散布される。
ベンゼン	特有の臭気をもつ無色の液体。水に難溶。基礎的な化学原料として広く用いられる。人体影響としては、急性症状として麻酔作用が、慢性症状として造血機能の障害と発癌性が知られている。
セレン	一般に単体では灰色の光沢のある固体であるが、工業的には気体のセレン化水素として使用する例が多い。用途としては半導体の製造、光センサー、光電池の原料、ガラス工業などに用いられる。人体影響として、吸収した場合、目まいや吐き気、目への刺激、慢性症状として肺炎、肝臓・脾臓障害、溶血作用が知られている。
ふっ素	無機フッ素化合物と有機フッ素化合物に大別できる。アルミ電解工場、りん酸質肥料工場、光学ガラスなどの窯業製品工場、石油化学工場などで使用される。フッ素化合物の人体影響は、食道、胃の疼痛、嘔吐、胃けいれんなどがあり、吸い込むと、咳、呼吸困難が、重症では肺水腫などが起こる。慢性中毒として骨格フッ素中毒と、歯牙フッ素中毒（斑状歯）が知られている。
ほう素	自然界にも存在する元素で、さまざまな化合物がある。主にガラスの原料に使われており、一般には、ほう酸団子や子どもの遊び道具のスライムに含まれている。

用語解説

【あ】

ISO14001

企業が地球環境に配慮した事業活動を行うために、国際標準化機構(ISO)が作成した国際規格。公害対策のように決められた基準値を守ればよいといったものではなく、企業が環境に対する負担を減らしていくための努力目標を設定し、そのための人材育成やシステム構築を行った結果を認証機関が認定するもの。

アイドリング・ストップ

大気汚染防止を目的に、自動車の停車中はエンジンを停止させること。アイドリングとは、自動車等の駐停車時に無負荷、低速回転でエンジンがかかっている状態をいう。

アスベスト

天然に産出する繊維状鉱物で、耐熱性、耐摩耗性、耐薬品性、電気絶縁性に優れた性質をもつため、建築材料や自動車のブレーキ、クラッチ板などに幅広く使用されている。東京都では一定規模以上のアスベスト除去等の工事について環境確保条例で届出を義務づけている。また、大気汚染防止法でも同様に届出を義務づけている。

【い】

硫黄酸化物(SO_x)

無色の刺激性の強いガス。呼吸器系を刺激し、慢性気管支炎などの呼吸器系疾患の有力な原因になる。主な発生源は重油の燃焼で、現在、対策として重油の低硫黄化、脱硫装置の改善が進められている。数種ある硫黄酸化物の中で大気汚染に最も影響が大きいと考えられているのは二酸化硫黄である。

一酸化炭素(CO)

燃料の不完全燃焼により発生する無色・無臭の気体。血液中のヘモグロビンと結合し、酸素を供給する能力を妨げ、頭痛、吐き気、全身倦怠などの症状を引き起こす。

一般環境大気測定局

一般環境大気の汚染状況を常時監視する測定局。一般環境大気測定局には、環境基準の適合状況の把握、大気汚染対策の効果の確認など地域全体の汚染状況を把握する目的のもと、特定発生源の影響を受け高濃度の局所汚染が出現しやすい地域での緊急時の措置に対処するためのものの2種類がある。

一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、市が一般廃棄物の処理に関し、発生量及び処理量の見込み排出の抑制のための方策に関する事項 分別して収集するものとした種類及び分別の区分 適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項 処理施設の整備に関する事項 その他処理に関し必要な事項について、市の基本構想に即して定めなければならないとされている。市は上記に従い、生活環境の保全上の支障が生じないうちに収集し、搬送し、処分しなければならない。

【う】

ウォーム・ビズ

冬季の職場室温を20 にした場合でも、少しの工夫により暖かく働くことができることを表現した、ビジネススタイルの愛称。重ね着などがその工夫例。

雨水地下浸透

雨水を地中へ浸透させること。都市型洪水の防止、地下水位の維持・回復などを目的として行われる。

打ち水大作戦

雨水やお風呂の残り湯などを、いっせいに「打ち水」をすることにより、夏場の温度を少しでも下げようとする取り組み。平成15年の夏から始まったこの取り組みは、NPO法人が主催し、東京都が後援して実施している。

【え】

エコアクション21

中小企業においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合した環境配慮のツール。幅広い事業者に対して環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組みに対する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を提供している。平成16年4月に環境問題に関するグリーン購入の進展等の様々な新たな動きを踏まえて、その内容を全面的に改定した。

SS(浮遊物質)

粒径2mm未満の水に溶けない懸濁性の物質をいう。河川水にSSが多くなると、光の透過を防ぎ、自浄作用を阻害したり、魚類に悪影響を及ぼす。また沈降堆積すると、河底の生物にも悪影響を及ぼす。一般に、水域の正常な生産活動を維持するには25mg/以下が望ましいとされている。

SPM(浮遊粒子状物質)

大気中に浮遊する粒子状物質(PM)のうち、粒径が10μm(1μmは100万分の1m)以下のもので、大気中に長時間滞留し、喘息など呼吸器への影響が懸念されている。NO_x(窒素酸化物)等が大気中で粒子状物質に変化するなど、発生源が多様であり、ディーゼル車からの黒煙によるものが2~4割を占めていると言われている。

【お】

オキシダント(O_x)

オキシダントは、大気中に排出されている窒素酸化物と炭化水素が、太陽の紫外線を受け光化学反応を起こし、その反応の結果、二次的に生成される酸化物の総称である。オキシダントの主成分は80~90%がオゾンである。目のチカチカ、喉の痛み、植物への被害などの影響がある。

屋上緑化

建築物の屋上を、芝生や庭園として植栽すること。屋上緑化は、ヒートアイランド現象の緩和、大気汚染の低減など、都市環境問題の緩和などの効果が期待されており、東京都では自然保護条例に基づき、屋上を含めた緑化の指導を行っている。

温室効果ガス

温められた地表からの熱(赤外線)が、宇宙空間へと放射されるのを抑え、地表面の温度を一定に保つ役割を果たしているガスで、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フルオロカーボン等がある。いずれも大気中で微量な成分であるが、人間活動により急激に増加しており、温暖化を引き起こす原因とされている。

【か】

カレット

空きピンを透明、茶色など色別選別し、細かく砕いたもの。ガラス原料などとして再利用される。

環境学習

自然の仕組みや環境問題に関心・知識を持ち、自分の暮らしや活動と環境との関わりについて理解と認識を深めるための学習を指し、生活環境の保全や自然保護に配慮した、良好な環境を将来世代へ引き継ぐための責任ある実行の実現を目指すもの。

環境基準

健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさを数値で定めているもの。公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染しても良いとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。環境基準を達成するため、事業所などから出る排水・排ガスには「排出基準」が設けられている。

環境白書

環境の現状、環境基本計画に基づく施策の進捗状況及び目標達成状況などを、毎年、点検し、広く市民へ公表する年次報告書。西東京市環境基本条例第16条に規定されている。

【き】

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)

1988年に、国連環境計画と世界気象機関の共催により設置された。世界の第一線の専門家が、地球温暖化について科学的な評価を行っている。

揮発性有機化合物(VOC)

トルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称であり、塗料、インキ、溶剤(シンナー等)などに含まれるほかガソリンなどの成分になっているものもある。

キャンドル・ナイト

冬至の日に、長い夜を電気の明かりを消して、キャンド

ル(ろうそく)の火で過ごす取組み。地球温暖化防止での省エネルギー対策のために実施している。

協働基本方針

西東京市が平成15年度(平成16年3月)に策定したもので、市民活動団体と市が相互に対等な関係のもと、互いの特性や立場を十分理解し、認め合いながら、共通する課題の解決や目標の実現に向けて協力することを基本方針として示している。

京都議定書

平成9年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)において採択された議定書。先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意された。平成17年2月に発効。

【く】

クール・ビズ

夏季の職場室温を28にした場合でも、少しの工夫により涼しく働くことができることを表現した、ビジネススタイルの愛称。ノーネクタイなどがその工夫例。

【こ】

光化学スモッグ

光化学スモッグは、窒素酸化物、炭化水素類が太陽光線中の紫外線を受けて、化学反応により二次的汚染物質を生成することによって発生する。生成物として、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート(PAN)及び二酸化窒素等の酸化性物質、ホルムアルデヒド及びアクロレイン等の還元性物質がある。光化学反応によって生成される酸化性物質のうち二酸化窒素を除いたものを「光化学オキシダント」といっている。日差しが強く、風の弱い日に特に発生しやすく、大気が白っぽくどんより濁った感じになる。人体影響としては目、のどに刺激を与えるほか、植物にも影響を与える。オキシダントの濃度が高くなった場合には、光化学スモッグ注意報等が発令され、市民に注意を促している。

こどもエコクラブ

環境省が進める小・中学生を対象にした環境活動クラブのこと。1995年に発足し、生き物調査やリサイクルなど自主的な取り組みを進めたり、全国のクラブ員との交流を図るなど、環境教育の面でも効果を上げている。

【さ】

酸性雨

石化燃料の燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが雨水に取り込まれることによって生じ、通常pH(水素イオン濃度指数)5.6以下の雨をいう。欧米では、湖沼、森林等の生態系に深刻な影響を与え、国際問題となっている。日本でも、環境庁による1981年からの調査で、欧米並みかそれ以上の酸性降下物量が観測された。

【し】

C O D (科学的酸素要求量)

過マンガン酸カリウムなどの酸化物が、水中の有機物を、二酸化炭素や水などに分解するのに必要な酸素の量。海中や湖沼の汚れ具合を示す数値で、値が大きいほど汚れていることになる。通常 5 mg/ 以下が望ましい。

自動車排出ガス測定局

自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近の大気を対象にした汚染状況を常時監視する測定局。

新エネルギー

石油、石炭などの化石燃料や核エネルギーに対し新しいエネルギー源や供給形態の総称。太陽光発電、風力発電などの再生可能な自然エネルギー、廃棄物発電などのリサイクル型エネルギーのほか、燃料電池、メタノール・石炭液化等の新しい利用形態のエネルギーも含まれる。

親水

水に触れたり、接したりして水に親しむこと。最近では、魚類や昆虫などとの共存を目指した取り組みも親水活動の一環ととらえられるようになった。

浸透ます

地下水の涵養を図るため、雨水を地下に浸透しやすくするために道路側溝や雨どい下に設置する筒状のもの。市では戸建の家に対して設置の助成制度を実施している。

【せ】

生物多様性

地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいい、生態系を健全に保全していくための基本的要素である。「生物の多様性に関する条約」に基づき、日本でも「生物多様性国家戦略」を策定し、遺伝子の多様性、種の多様性及び生態系(生物生息環境)の多様性の保全を進めている。

【た】

ダイオキシン

ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシン(PCDD)のことで、極めて強い毒性をもつ有機塩素化合物。ベトナム戦争中アメリカ軍が「枯れ葉作戦」で散布した除草剤に含まれており、胎児の奇形などの原因になったと考えられた。PCDDのほか、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)とコプラナーPCBについても似た構造と毒性をもつことから、合わせてダイオキシン類と定義されており、約 220 種類が確認されている。

太陽エネルギー

太陽から降り注いでいるエネルギーをいう。これは、全人類の消費エネルギーの約 1 万倍にも相当するほど膨大で、これを発電、冷暖房、給湯などに利用する太陽熱利用システムや太陽光発電が、クリーンなエネルギー源として期待されている。

【ち】

チーム・マイナス 6 %

京都議定書による日本の温室効果ガス 6%削減約束に向けて、国民一人ひとりがチームのように一丸となって地球温暖化防止に立ち向かうことをコンセプトに、平成 17 年 4 月から環境省が推進している運動。

地球温暖化

現代の産業化社会における二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量の急激な増加により、地表の平均気温が上昇すること。海面水位の上昇や世界的な異常気象などの原因となることが懸念されている。

窒素酸化物(N O_x)

一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO₂)をまとめた総称。燃料などの燃焼過程において、空気中の窒素と酸素が高温下で反応して発生する。ディーゼル車から多く排出するとされている。刺激性があり、呼吸器に悪影響を与えられている。

【て】

D O (溶在酸素)

正式には溶存酸素という。水中に溶解している分子状酸素(O₂)のことで、空気から溶け込むものが大部分であるが、水中の緑色植物の光合成作用によって、日中多量に生産されることも多い。清浄な河川にあっては、D O は、ほぼ飽和に近い 8 ~ 9 mg/ を示す。魚が住むには最低 5 mg/ 以上が必要である。

低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車と比べ、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が大幅に少ない、ソーラーカー、電気自動車、メタノール車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車などをいう。大気汚染だけでなく、地球温暖化の防止の観点からも普及が期待されている。

デシベル(d B)

騒音や振動の大きさのレベルの単位として用いる。デシベルで表された騒音のレベルは、ある点での音のエネルギーを示す指標になる。音のエネルギーが 2 倍になると騒音のレベルは約 3 dB、3 倍になると 4.8 dB 高くなる。一方、振動における振動レベルは、ある点での振動加速度を示す指標になる。

テトラクロロエチレン

パークレンとも呼ぶ。無色の液体で、水に難溶・不燃性で、抽出用材・ドライクリーニング溶剤等として広く用いられている。人体影響は急性症状として、めまい、頭痛、黄疸、肝臓機能障害が指摘され、慢性毒性として発ガン性の疑いがある。

天然ガス車

天然ガスを燃料として走る自動車。最も普及しているのは、天然ガスをそのまま圧縮して高圧ガスにして利用する圧縮天然ガス(CNG)自動車である。天然ガスを用いると二酸化硫黄や黒鉛の排出が少なく、窒素酸化物の排

出量もガソリン車並みになると言われている。

【と】

透水性舗装

雨水が浸透しやすいようアスファルトに隙間ができるように舗装する方法。水分の蒸発によるヒートアイランドの防止、雨水の地下浸透による地下水涵養などの効果がある。

特定建設作業

騒音規制法及び振動規制法で基準が定められている作業で、建設工事として行われる作業のうち著しい騒音又は振動を発生するもの。特定建設作業の種類については、それぞれの政令で定められている。

都市計画マスタープラン

地域住民にとって安全で快適な都市環境をつくりだすための、道路・公園・住宅地づくりなどに関する「基本的」「総合的」「長期的」まちづくりの方針。西東京市のまちづくりは、「みどりの保全と継承」「安全・快適な住宅都市の形成」「まちの活力と魅力の創出」「様々な市民ニーズへの対応」を基本理念として進めている。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例

略称「環境確保条例」。1969年に制定された「東京都公害防止条例」が2000年12月に全面的に改正、公布された。将来世代への良好な環境の継承、都民の健康と安全な生活の確保を目指している。

トリクロロエチレン

金属製品の洗浄剤、溶剤、低温用熱媒体などに用いられている。類似物質には、ドライクリーニングに用いられるテトラクロロエチレンなどがある。人体への影響は、頭痛、吐き気、麻酔作用をもたらす、発ガン物質である可能性が高いとされている。

【に】

二酸化炭素(CO₂)

石油、石炭などの炭素化合物が燃焼されて発生する温室効果ガスの一つである。産業革命以前の大気中二酸化炭素濃度は280ppm程度であったが、その後の人間活動の活発化・拡大に伴い、1986年には345ppm程度に増加している。

二酸化窒素(NO₂)

窒素酸化物(NO_x)は、物が燃えると必ず発生する。燃焼により発生する一酸化窒素は大気中で酸化されて二酸化窒素となる。人間の呼吸器に悪影響を与えるといわれている。

【は】

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生資材、黒液、下水汚

泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃料として発電をおこなったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用もある。

【ひ】

ppm

体積比や重量比を表す単位で濃度や含有率を示すときに用いる。大気汚染物質濃度に関して使われるときには、体積比のことである。百万分の1、たとえば1m³(1,000,000cm³)中に1cm³の物質が含まれている場合を1ppmという。

BOD(生物化学的酸素要求量)

正式には生物化学的酸素要求量という。水中の有機物が微生物のはたらきによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。河川の利用目的に応じた環境基準値と、事業所等からの排水の排出基準値が定められている。数値が大きいほど、有機物の量が多く、汚れが大きいことを示す。5mg/以下が望ましい。

ヒートアイランド現象

都市部は郊外に比べ気温が高いため、等温線が島状になる現象。都市の多くが人工的構造物に覆われて緑が少ないこと、人間の生活や産業の活動にともなう人工熱の放出、大気汚染などが原因となる。

【ほ】

保全地域

「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づいて指定され、自然環境保全地域、森林環境保全地域、里山保全地域、歴史環境保全地域、緑地保全地域の5種類がある。保全地域における自然の保護と回復のための方針や規制等に関する計画(保全計画)を知事が決定する。

【ま】

マスタープラン(master plan)

特定の分野に関する市域全体の基本的な方針を定めた計画。行政計画では、都市計画、緑、住宅、環境、福祉などの分野のマスタープランがある。これらに基づき、特定の地域や施設の計画がつけられる。

【み】

水循環

地球上の水が太陽熱エネルギーを受けて蒸発し、降雨として再び地球に降り注ぐこと。近年、人間の生活や生産活動が水質と水量に大きな影響を与えており、また、気候変動による異常気象が干ばつや豪雨をもたらすなど、健全な水循環バランスが崩れつつある。

みどりの基本計画

正式には「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」。1994年の都市緑化保守法の改正により、従来の緑のマスタープランと都市緑化推進計画が統合され、緑地の総合的なマスタープランとして創設された。緑地の景観形成機能、防災機能、生物生息機能、レクリエーション機能を総合的に評価・計画するものである。

【ゆ】

有害化学物質

人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質の総称で、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の法律により物質を指定し、取り扱い、排出濃度、製造・輸入などを規制している。

【よ】

要請限度

交差点などにおいて、自動車排出ガスによる大気汚染並びに自動車交通による騒音及び振動が一定の限度を超えているときは、都道府県知事または市町村長は、公安委員会に対して、道路交通法の規定による車両の通行の禁止、最高速度の制限、徐行などの措置をとるよう要請することができる。この場合の大気汚染、騒音及び振動についての基準が要請限度と呼ばれている。

【り】

リサイクル[再生利用：Recycle]

資源の有効利用や環境汚染の防止のために、廃棄物を原料として再生し、利用すること。

リサイクル率

排出されたごみの総量に対するリサイクル(再生使用)された量の割合をいう。資源化率とも言われる。

リデュース[発生抑制：Reduce]

廃棄物をリユース、リサイクルする前に、発生自体を抑制する手法。事業者は、原材料の効率的利用や使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など、市民は、使い捨て製品や不要なものを購入しないこと、廃棄物を分別・減量して家庭からの発生量削減に努めることなど。

粒子状物質(PM)

発生源は生成機構の違いにより、ばいじんなど大気中に排出されたとき既に粒子として生成されたものと、排出時にガス状物質であったものが反応や凝縮などを経て生成されるものに分類される。

リユース[再使用：Reuse]

使用を終えた製品を、基本的に形を変えずに他の利用法で用いること。使用済みの容器を回収・洗浄・再充填して繰り返し利用する「リターナブルびん」などのほか、家電製品や家具等の廃棄製品から消耗度の少ない部品を選び出し、新たな製品に組み込む手法等もある。

緑地

狭義には、都市公園など都市計画において計画された緑地を意味する。広義には、社寺境内地などの空地の多い施設、農耕地、山林、河川、水面などのオープンスペースまで含める。

西東京市環境基本条例

西東京市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条 第6条）

第2章 環境基本計画等（第7条 第9条）

第3章 市が講ずる環境施策等

第1節 環境測定等の体制の整備（第10条）

第2節 環境管理等の実施（第11条・第12条）

第3節 環境学習の推進等（第13条・第14条）

第4節 市民等の活動の支援（第15条）

第5節 報告書等（第16条）

第4章 地球環境の保全等（第17条）

第5章 環境審議会等（第18条・第19条）

第6章 雑則（第20条・第21条）

附則

西東京市は、田無市と保谷市の合併により、今世紀最初に誕生したまちです。

市内には、はるか旧石器時代に始まる人々の暮らしの跡も散見され、農地、屋敷林、雑木林などに特徴づけられる自然や数多くの社寺等の歴史的、文化的遺産は、風情ある武蔵野の景観を創り上げています。

しかし、西東京市でも近年さまざまな環境問題に直面するようになり、先人から引き継いできたこのような豊かな恵みにも影響を及ぼしています。社会経済活動の拡大、都市化の進展、生活様式の変化は、大気汚染、水質汚濁、騒音、自然破壊、廃棄物の増加といった日常生活に身近なものから、地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨の降下等の地球規模のものに至るまで、多種多様で相互に関連する環境問題群をもたらす結果となりました。

いうまでもなく、私たちは、健康で安心して暮らすことのできる恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、市民相互の理解と信頼関係の醸成をとおして、こうした恵み豊かな環境を維持し、発展させ、将来の世代に継承していく責務を有しています。

今、私たちは、日々の暮らしや生産活動が環境に負荷を与えている現実を謙虚に自覚し、物質的豊かさや利便性を追求する大量生産、大量消費、大量廃棄の仕組みに依存した資源消費型社会から、有限な資源を賢明に活用する資源循環型社会への転換を図らなければなりません。さらに、人間もまた生態系の一員であることを深く肝に銘じ、自然との共生を指向する環境保全型のまちを築き上げていくとともに、私たちの暮らしと世界の人々の暮らしが、地球環境に相互に影響しあっていることを認識し、地球規模の環境問題を解決するために積極的に協力していく必要があります。

私たちは、このような認識のもと、市民、事業者及び市が協働することによって、人と自然が健全に共生し得る、環境への負荷の少ない市民社会を創造していくために、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創造（以下「環境の保全等」という。）について基本理念を定め、西東京市（以下「市」という。）、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的事項を定め、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の真に豊かな生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の健康や動植物の生息・生育状況に被害が生じることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全等は、市民が健康で心豊かに生活できる環境を守り、より良好な環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然の健全な共生を基本として、市内に残された貴重な自然環境並びに歴史的及び文化的環境資源を尊重することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全等は、市、事業者及び市民がそれぞれに、又は協働することを通して、環境への負荷の少ない社会を構築することを目的として行われなければならない。

4 地球環境の保全は、人類共通の重要な課題として、市及び事業者の事業活動並びに市民の日常生活の各場面において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを計画的に実施する責務を有する。

2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、その事業活動に伴う公害の発生を防止するために、環境の保全等に配慮し、環境への負荷の低減その他の必要な措置を講ずる責務を有する。

3 市は、資源の再生利用及びエネルギーの合理的かつ効率的利用、廃棄物の発生抑制及び適正処理、緑の育成等を推進し、環境への負荷の低減に努めなければならない。

4 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、これを推進するために関連するすべての部署が横断的に協力する体制を整備しなければならない。

5 市は、環境の保全等に関して市民及び事業者の意見が反映されるために必要な措置を講ずるものとする。

6 市は、国、東京都及びその他の地方公共団体と連携し、環境の保全等に必要な施策を積極的に推進するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その他の必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、事業活動に伴う公害の発生を防止するため、環境管理体制等の構築に自ら努めるとともに、公害を発生させた場合は、自らの責任と負担において環境の回復等に必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、事業活動に伴う環境への負荷を低減するため、環境の保全等に必要な技術の研究開発を積極的に進め、必要な情報の提供に努めなければならない。

4 事業者は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

（市民の責務）

第6条 市民は、環境の保全等に関心を払い、必要とされる知識を持つとともに、環境の保全等に向けた行動をとるよう努めなければならない。

2 市民は、日常生活において、廃棄物の減量及び分別、緑の育成、省エネルギー、節水、公共交通機関の利用等を行い、環境の保全等に努めなければならない。

3 市民は、その所有又は管理に属する土地、建物等について常に適正な管理を行い、地域の良好な生活環境を損なうことがないよう相互に配慮しなければならない。

4 市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境基本計画等

（環境基本計画）

第7条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、西東京市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 目標及び基本方針
 - (2) 施策の大綱
 - (3) 環境配慮指針
 - (4) その他環境の保全等を推進するために必要な基本的事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定又は変更するに当たっては、あらかじめ第18条に規定する西東京市環境審議会の意見を聴かなければならない。

（公表）

第8条 市長は、環境基本計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

（環境基本計画との整合）

第9条 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

第3章 市が講ずる環境施策等

第1節 環境測定等の体制の整備

（環境の測定及び監視）

第10条 市長は、環境の状況を的確に把握するため、環境の測定及び監視の体制を整備し、環境の保全等に関する施策の推進に努めるものとする。

第2節 環境管理等の実施

（環境管理及び環境監査）

第11条 市長は、市の行為に係る環境への負荷の低減を図るため、環境管理及び環境監査に必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、事業者が自らの行為に係る環境への負荷の低減を図るため、環境管理及び環境監査を実施するよう指導その他必要な措置を講ずることができる。

（環境保全のための事前調査及び配慮）

第12条 市長は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、その事業を行う者が環境に及ぼす影響を事前に調査し、環境を保全するため適正な配慮がなされるよう必要な措置を講ずるものとする。

第3節 環境学習の推進等

（環境学習の推進等）

第13条 市は、市民が環境の保全等に関し理解を深めるため、生涯に渡るさまざまな学習の場において、環境に関する学習が継続的に推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、前項の目的を達成するため、環境に関する市民指導者等の人材の養成及び教材等の開発を推進し、それらが有効に活用されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（環境情報の収集及び提供）

第14条 市は、地域の環境から地球環境に至る環境情報の収集に努めるとともに、その情報を市民及び事業者に提供するため必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、国、東京都及びその他の地方公共団体との交流並びに研究機関等との連携を図ることにより、環境の保全等に必要科学的知見の集積に努めるものとする。

第4節 市民等の活動の支援

第15条 市長は、市民、事業者又はこれらの者で構成する民間団体が行う自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずることができる。

第5節 報告書等

第16条 市長は、毎年、環境の状況その他環境の保全等に関する施策について報告書（以下「年次報告書」という。）を作成し、これを公表するとともに、年次報告書に対する市民の意見を聴くため必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、前項に定める年次報告書及び市民の意見について、第18条に規定する西東京市環境審議会に報告し、その提言に基づき必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 地球環境の保全等

（地球環境の保全等のための協力）

第17条 市は、国、東京都及びその他の地方公共団体並びに関係機関等と連携し、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に必要な施策及び広域的な取組を必要とする施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

- 2 事業者及び市民は、自らの事業活動及び日常生活が地球環境にも影響を及ぼすことを認識し、地球環境の保全に積極的に努めるものとする。

第5章 環境審議会等

（環境審議会）

第18条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、市の区域における環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するため、市長の附属機関として西東京市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 市の環境施策の進捗状況の検証に関すること。
- (3) その他環境施策に関する基本的事項

3 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、第2項第1号に規定する事項の調査審議に際しては、より多くの市民及び事業者の意見が反映されるよう努めるものとする。

5 審議会は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

- | | |
|---------------|------|
| (1) 公募市民 | 4人以内 |
| (2) 事業者 | 2人以内 |
| (3) 学識経験者 | 2人以内 |
| (4) 関係行政機関の職員 | 2人以内 |

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 審議会に、特別の事項を専門に調査するため、臨時の委員を置くことができる。臨時の委員の任期は、当該専門の事項に関する調査が終了したときまでとする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（環境保全活動等推進員）

第19条 市長は、環境の保全等に関する活動及び環境に関する学習活動の推進を図るため、環境保全活動等推進員（以下「推進員」という。）を置く。

2 推進員は、10人以内とし、環境の保全等に関する活動及び環境に関する学習活動に関心と意欲を有する公募市民、事業者及び教育関係者の中から市長が依頼するものとする。

3 推進員の活動について必要な事項は、市長が別に定める。

第6章 雑則

（指導、勧告等）

第20条 市長は、環境の保全等を推進するため、特に必要があるとき、関係者に対し、説明若しくは報告を求め、又は必要な指導若しくは勧告を行うことができる。

（委任）

第21条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第12号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第18条の改正規定は、同年7月1日から施行する。

～ みなさんからのご意見・ご感想をお聞かせください ～

この冊子「西東京市環境白書」について、お気づきの点やご意見・ご感想などがございましたら、郵便、ファックス、メールでお送りください。これからの白書作成の参考にさせていただきます。

あて先 〒202-0011 西東京市泉町3-12-35 エコプラザ西東京
西東京市生活環境部環境保全課環境計画係
電話：042-438-4042（直通）
FAX：042-421-5410
メール：kankyou@city.nishitokyo.lg.jp

関係機関連絡先等

環境省	〒100-8975 住所：東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 電話：03-3581-3351 ホームページ： http://www.env.go.jp/
東京都環境局	〒163-8001 住所：東京都新宿区西新宿2-8-1 電話：03-5321-1111 ホームページ： http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/
東京都環境局 多摩環境事務所	〒190-0022 住所：東京都立川市錦町4-6-3（立川合同庁舎内） 電話：042-523-3171
東京都環境科学研究所	〒136-0075 住所：東京都江東区新砂1-7-5 電話：03-3699-1331

西東京市環境白書

～平成19年度環境年次報告書～

平成21年3月

西東京市生活環境部環境保全課

〒202-0011 西東京市泉町3-12-35

エコプラザ西東京内

TEL：042-438-4042（直通）

FAX：042-421-5410

H P：<http://www.city.nishitokyo.lg.jp>

